

1985年7月

# クラブアッセンブリー

(外山ガバナー公式訪問報告書)

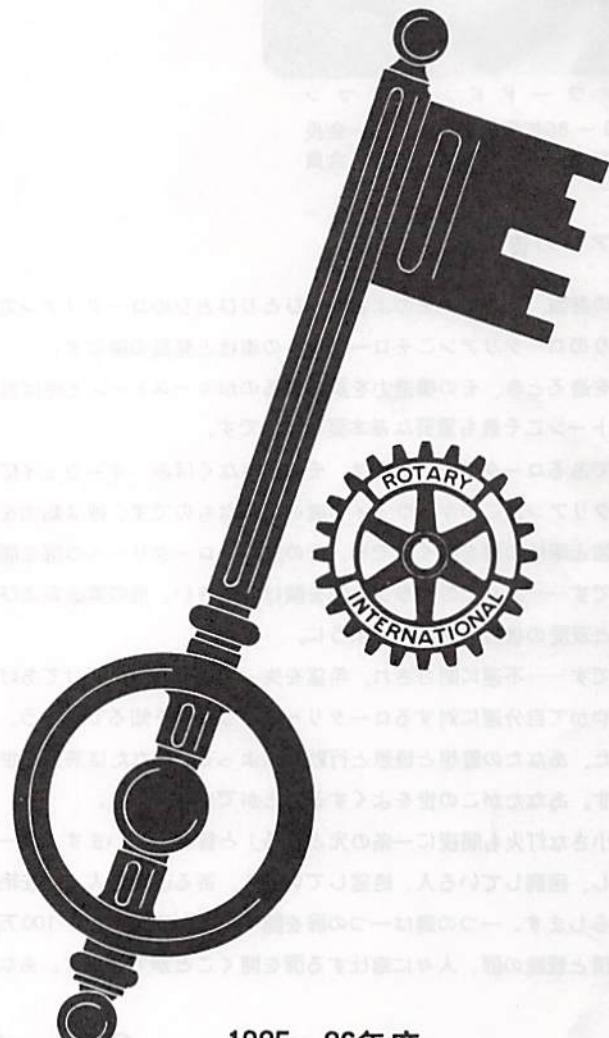
(職業分類表)



会長 福田正臣  
幹事 山下皓三

鹿児島西ロータリークラブ

# あなたが 鍵です



1985-86年度  
国際ロータリーのテーマ



エドワード F. カドマン  
1985 - 86年度国際ロータリー会長  
米国ワシントン州ウェナチ R.C. 会員

あなたが 鍵です

**YOU ARE THE KEY**

ロータリアンの皆さん：

ロータリーの基盤、その力、そのよさは、ひとりひとりのロータリアンです。

ひとりひとりのロータリアンこそロータリーの奉仕と発展の鍵です。

橋やアーチを造るとき、その構造力を集約するのがキーストーンと呼ばれるくさびです。くさびになるキーストーンこそ最も重要な基本要素なのです。

私達の象徴であるロータリーの歯車は、その小さなくぼみ—キーウェイに鍵を入れると回転します。

個々のロータリアンはこのキーウェイや鍵のようなものです。彼は動力を与え、機能を発揮させます。

彼は会員増強と奉仕の扉を開く鍵です。その鍵が、ロータリーへの扉を開くのです。

あなたが鍵です——あなたのクラブの扉を開けて下さい。他の実業および専門職業に携わる指導の方々が奉仕と友愛の機会に恵まれるように。

あなたが鍵です——不運に閉ざされ、希望を失った人々の門を開けてあげて下さい。そうすれば、この人達は、やがて自分達に対するロータリーの心づかいを知るでしょう。ロータリーの奉仕と友愛を通じて、また、あなたの着想と理想と行動力によって、あなたは隣人と世界の人々に幸せをもたらす鍵となります。あなたがこの世をよくすることができるのです。

「どんなに小さな灯火も闇夜に一条の光となる」と言われています。ロータリーの100万の灯火は、暗黒を一掃し、困窮している人、絶望している人、寄る辺なき人、夢を絶たれた人に少なくも希望と喜びをもたらします。一つの鍵は一つの扉を開くことができます。100万のロータリアンが鍵となり、100万の友情と親睦の扉、人々に奉仕する扉を開くことができます。あなたこそロータリーの鍵なのです。

東京 - 3321  
マーソニー・リモート

*Edward Cadman*

## 新暦の一年を一冊

1985-86年度

### 273地区ガバナーの横顔



1985~86年度 ガバナー

外山三郎

(宮崎北R・C)

〒880-01

宮崎市大字新名爪1271

(0985-39-1924)

#### ○ ガバナー略歴

氏名 外山三郎

生年月日 明治43年3月30日 75才

最終学歴 京都帝国大学農学部卒業

職業 元宮崎大学学長、元宮崎県教育委員会委員長

現宮崎大学名誉教授、農学博士

勲二等瑞宝章

材木育種の権威

#### ○ ロータリー歴

昭和44年 宮崎北ロータリークラブ入会

昭和52年 宮崎北ロータリークラブ会長

昭和54年 ポールハリス・フェロー

# ロータリーの綱領

## Object of Rotary

### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

First. The development of acquaintance as an opportunity for service;

Second. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society;

Third. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, good will, and peace through a world fellowship of business and professional men united in the ideal of service.

### 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること；

## あなたが鍵です

あなたが鍵です ロータリー精神を分かち合える人々にあなたのクラブの扉を開いて下さいーと共に親睦を楽しみ、報われることの多い貴重な奉仕に参加しましょう。あなたのクラブに新会員を入会させることによって；地域社会に新ロータリー・クラブを結成することによって；また、クラブの委員会、プロジェクト、活動、プログラムに参加することによって、ロータリーのよさを広めて下さい。

あなたが鍵です 職業奉仕の扉を開いて下さいー顧客、同業者、従業員、一般の人々に職業奉仕の重要性を強調することによって；あなたの実業または専門職業の道徳的水準を高めることによって；高き理想と倫理的実践に対するあなたの熱意を伝えることによって；青少年に職業情報と職業訓練の機会を与えることによって；ボランティアとして地域社会や世界にあなたの専門技術を提供することによって。

あなたが鍵です 社会奉仕の扉を開いて下さいー機会は無限です。単独で、またクラブ・プロジェクトにおいて同僚ロータリアンと協力することによって、地域社会のニーズを調べ、ニーズに応えるようにして下さい；インタークトかローターアクト・クラブを新設するか、既存クラブに活力を与えるかによって青少年が意欲あふれる市民になるよう力を貸して下さい；クラブの特別プログラム、プロジェクトを通じて高齢者を援助して下さい。ロータリーの心を地域社会に示して下さい。

あなたが鍵です 世界に扉を開いて下さいー世界社会奉仕および他の国際援助プログラムに参加することによって；保健、飢餓追放および人間性尊重プログラムを含むロータリー財団プログラムを支持することによって；青少年交換、ロータリー友情交換を奨励することによって。国際奉仕を通じて、遠く離れた国にいる人々と友人になります。



昭和60年5月

地区協議会資料

1985～1986年度

## 国際ロータリー第273地区

### 地区の概況

ガバナー 外 山 三 郎

昭和60年5月11日～12日・地区協議会資料

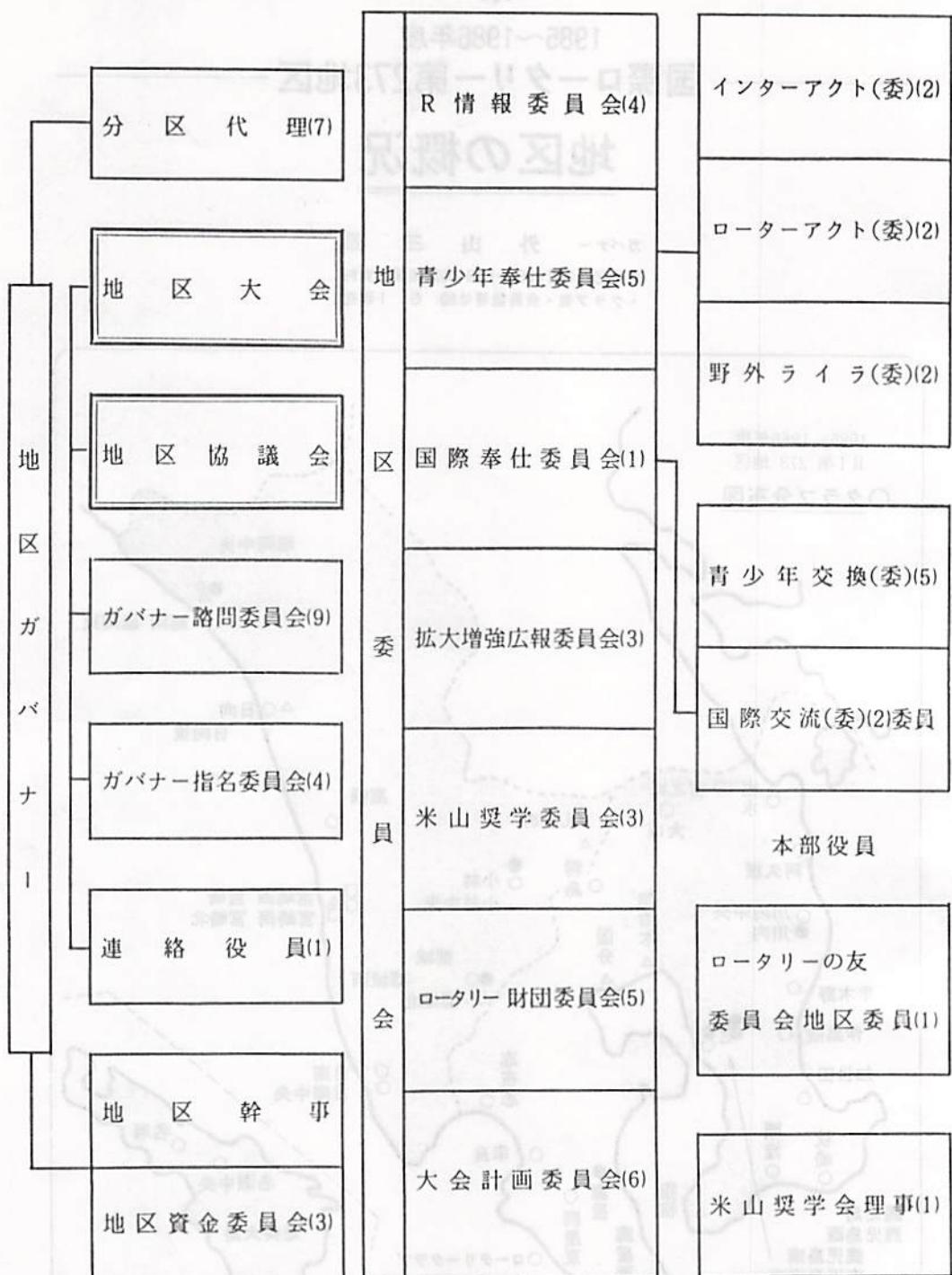
・クラブ数・会員数等は60. 6. 1現在

1985～1986年度  
RI第273地区  
○クラブ分布図



1985 ~ 1986

R. I 第273地区組織



第273 地区委員

委員会	役務	氏 名	所属クラブ
地区資金委員会	委員長	原田 貴太郎	宮崎 北
	委 員	中原 平一郎	鹿屋 西
	"	後藤 和義	加治 木
ガバナー諮問委員会	委員長	島津 久厚	都 城
	委 員	大津 篤造	鹿児島中央
	"	吉村 武文	延 岡
	"	井上 和人	出 水
	"	丸田 美徳	都 城
	"	日高 安壯	宮 崎
	"	杉原 賴三	鹿児島南
	"	竹野 融	宮崎 西
	"	田中 千尋	鹿屋 西
連絡役員		岩澤 光男	加治 木
ガバナーディネート委員会	委員長	外山 三郎	宮崎 北
	委 員	井上 和人	出 水
	"	丸田 美徳	都 城
	"	田中 千尋	鹿屋 西
大会計画委員会	委員長	外山 三郎	宮崎 北
	委 員	田中 千尋	鹿屋 西
	"	大津 篤造	鹿児島中央
	"	吉村 武文	延 岡
	"	丸田 美徳	都 城
	"	福井 辰男	宮崎 北
ロータリーディネート情報委員会	委員長	大津 篤造	鹿児島中央
	委 員	日高 文雄	宮崎 西
	"	上釜 守善	鹿児島中央
	顧問	吉村 武文	延 岡
拡大強化広報委員会	委員長	田中 千尋	鹿屋 西
	委 員	井上 和人	出 水
	"	丸田 美徳	都 城
青少年奉仕委員会	委員長	岩澤 光男	加治 木
	委 員	塙見 一郎	宮 崎
	"	田口 通	宮崎 南
	"	東 哲也	宮 崎
	"	海江田 卓	鹿児島西
	カウンセラー	パトリック・フランシス	熊本 東

委員会	役務	氏 名	所属クラブ
野外ライラ委員会	委員長	田口 通	宮崎 南
	委 員	築地 一則	出 水
	委員長	東 哲也	宮 崎
	委 員	金丸 国夫	加治 木
	委員長	海江田 卓	鹿児島西
	委 員	日高 安徳	宮崎 北
国際奉仕委員会	委員長	丸田 美徳	都 城
	委員長	島名 隆次	鹿児島中央
	委 員	金澤 昭夫	鹿児島東南
	"	池田 卓郎	小 林
	"	渡辺 潤二郎	日 南
	"	新宅 誠	鹿児島
	委員長	丸田 美徳	都 城
	委 員	井上 精一	延 岡
	委員長	竹野 融	宮崎 西
米山奨学会員会	委 員	菅 健志	鹿児島中央
	"	園山 謙二	宮崎 北
	委員長	井上 和人	出 水
ロータリーディネート委員会	委 員	児玉 儀兵衛	延 岡
	"	岡村 俊一	鹿児島
	"	林 繁	鹿児島南
	"	後藤 敦美	宮崎 南
	委員長	竹野 融	宮崎 西
米山記念奨学会理事	委 員	美原 道輝	宮崎 北
	北 部	内田 忠俊	高 鍋
分区代理	中 部	滝 豊	日 南
	南 部	井手 正己	えびの
	北 部	島田 鐵夫	川 内
	東 部	永里 紘二	鹿児島東南
	中 部	西 清文	加治 木
ガバナード事務所	西 部	原田 達郎	鹿児島中央
	地区幹事	野村 靖夫	宮崎 北
	地区副幹事	小田 貞愛	宮崎 北
	地区副幹事	美原 道輝	宮崎 北

## 目 次

(I) 1985-86年度 クラブアッセンブリー資料 .....	I ~ V
会長挨拶 .....	1
幹事挨拶 .....	2
行事予定 .....	3
組織一覧表 .....	5
1985-86年度委員会活動報告 .....	6
鹿児島西ロータリー・クラブ定款 .....	16
鹿児島西ロータリー・クラブ細則 .....	28
鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定 .....	37
鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約 .....	38
鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱 .....	39
1984-85年度収支決算書 .....	40
1985-86年度収支予算書 .....	45
財産目録 .....	50
(II) 外山三郎ガバナー公式訪問報告書 .....	51
外山三郎ガバナー公式訪問日程 .....	51
クラブ協議会プログラム .....	52
クラブ概況 .....	54
西ロータリークラブの推移 .....	56
1984-85年度活動報告	
会長報告 .....	58
幹事報告 .....	59
会計報告 .....	60
委員会活動報告 .....	60
(III) 職業分類表(充填・未充填一覧表) 1985.7.1 .....	73
(IV) 会員名簿 1985.7.1 .....	89

## 会長挨拶

会長 福田正臣

西クラブは創立以来23年を数え、歴代の会長と会員一同の御精進によって、今や立派なロータリークラブに成長致しました。

この時にあたって会長の大役を仰せつかり、まさに“百尺竿頭一步を進める”の大任を感じる次第であります。

その重大な一步を進めるには、先ず内なる力をいまひとつ充実強化することが肝要と思います。それには、会員の一人一人が眼を内に向けるまなこで“自分の中のロータリアンを見つめなおし”て更に一段高いロータリアンをめざして一層の自己研鑽につとめられることを切望致します。

ロータリアンには、R.I.の一員、地区の一員、一つのクラブの一員として為さねばならない多くの行動がありますが、それらはすべてロータリアンとしての自分を昂めるための貴重な研修の場であり機会であり手段であります。十二分に活用すべきであります。それらの行動のうちで一番身近なものが週に一度の例会出席であり、更に身を以てクラブの運営にたづさわる委員会活動であります。

さて、委員会というものは、少數のロータリアンの集まりで、親睦を深めつゝ一緒に行動するには最適の小集団であります。身を以て委員会の仕事に積極的に取組むことによって自づから委員会の意義が分り、ひいてはクラブのことが、更にはロータリーのことがよく分る、というものであります。自分の中のロータリアンを更に昂め深める最も手近な手段として委員会活動を充分に活用したいものであります。

そこで私は、「委員会活動の充実」を今年度の活動方針として提唱する次第であります。会員御一同の御精進を期待致します。なお私は、数ある委員会活動の中で特に広報委員会の活動に力を注ぎたいと思います。とかくロータリークラブは一般世間の人々から社長族の昼食会、エリート族のサロン談議などと誤解されて居るようです。尤も、敢えて誤解を解かなくとも、桃李言わねど下自づから蹊を成す、でよいではないか、という考え方もありましょうけれども、一般世間にロータリーの本質に関する情報を提供するのも広報委員会の任務であることを思い、また社会から遊離したロータリーでなく、社会につらなるロータリーでありたいと思いますので、実行は困難とは思いますが、この活動を一步でも踏み出してみたいと思う次第であります。

さて、今年度のR.I.会長E.F.カドマン氏の目標は「あなたが鍵です」であります。偶然にも私の活動方針と相通するものを感じ嬉しく思います。

今年度は273地区の構成が変る第1年目であります。新進気鋭の山下幹事の援助を得て任を果たしたいと思います。会員御一同のお導きと御協力を切にお願い申し上げます。

## 幹 事 挨 捶

### 田 中 謙 会

幹 事 山 下 眞 三

この度、伝統ある西クラブの幹事として皆様の御支援を戴かねばならぬことになりました。もとより浅学非才、不器用なものでございますので、この大任を果すためには全会員各位の御指導、御協力を願ひます外はありませんので宜しくお願い申し上げます。

ところで、今年4月に次期幹事を命ぜられてから、3ヶ月があっという間に過ぎてしまいました。この間、幹事職とはどんなものか、クラブ運営に関する業務をどのように遂行すればよいか、地区協議会等で勉強させていただきました。しかし、まだ十分に理解もできない状態での執行となり、福田会長の補佐役がつとまるか不安でございますが、福田会長の方針をよく理解しターゲットであります「委員会活動の充実」を目指し、カドマンR I会長のテーマ「あなたが鍵です」を自分におきかえて若さで頑張っていきたいと思います。

田中パストガバナーは「実践の伴わない奉仕活動はありえない。情熱をこめて、ロータリーを地域社会の人々に認識してもらい、好感をもってもらえるような運営をしなさい。」と言っておられました。また「なんびとも行なうことなしに意欲することはできない。実行が意欲に先行しなければならない。」とフランスの学者アンドレ・モロワが「初めに行動があった」という著書の中で言っています。まず私自身が「入りて学び、出でて奉仕する」鹿児島西ロータリークラブの会員になりたいと思います。この一年間、皆様のお役に立てますように、御鞭撻と御叱正を心より御願い致します。

行 事 予 定 (1985. 7~1986. 6)

7 月	4	クラブ協議会 (活動方針及び計画)	R A C	7/1 全国ガバナー連絡協議会  7/24 第83回学習会 (公式訪問にそなえて)  8/2~8/4 インターアクト 年次大会 (宮崎市、総合青少年 センター)  8/7 第84回学習会	
	11	理 クラブ協議会 (決算報告、予算審議)			
	18	クラブ協議会 (F : S · M)	R A C		
	25	ガバナー公式訪問にそなえて クラブ協議会			
8 月	1	ガバナー公式訪問	R A C		青少年活動月間
	8	理			
	15		(100万\$ D T)		
	22				
	29				
9 月	5		R A C	9/11 第85回学習会 (青少年奉仕)  9/21~9/22ローター アクト年次大会 (霧島ハイツ)	青少年活動月間
	12	理 クラブフォーラム (青少年奉仕委員会)			
	19		R A C		
	26	参睦会 (I) (観月会)			
10 月	3	クラブフォーラム (職業奉仕委員会)	R A C	10/2 第86回学習会 (職業奉仕)  10/12(土)~10/13(日) 年次大会 (宮崎)	米職業山奉仕月間
	⑩	休 会 (体育の日)			
	17	クラブ協議会 (年次大会報告)	R A C		
	24		(100万\$ D T)		
	31				
11 月	7		R A C	11/13 第87回学習会 (ロータリー財団)	ロータリーカー財團月間
	14	理 クラブフォーラム (ロータリー財団委員会)			
	21		R A C		
	28				
12 月	5		R A C	12/11 第88回学習会	
	12	理 年 次 総 会			
	19		(100万\$ D T)		
	26				

1 月	2	休会(正月)		1/15 第89回学習会 1/25~2/1 国際協議会
	8	鹿児島市内RC新春合同例会		
	16 理	クラブ協議会 (上期報告と下期計画)	R A C	
	23			
	30			
2 月	6		R A C	2/3~2/6 規定審議会 (シカゴ) 2/12 第90回学習会 2/23 ロータリー創立記念日
	13 理	クラブフォーラム (国際奉仕委員会)		
	20	(100万\$DT)	R A C	
	27			
3 月	6		R A C	3/12 第91回学習会(社会奉仕) 3/23 西RC創立記念日 3月~4月次期会長・幹事研修会
	13 理	クラブフォーラム (社会奉仕委員会)		
	20	ロータリー賞贈呈式	R A C	
	27			
4 月	3		R A C	4/9 第92回学習会 (会報・雑誌)
	10 理	クラブフォーラム (会報・雑誌委員会)		
	17	(100万\$DT)	R A C	
	24			
5 月	1		R A C	5/9 第93回学習会 4月~5月地区協議会
	8 理			
	15		R A C	
	22			
	29			
6 月	5	クラブ協議会(地区協議会報告)	R A C	6/1~6/4 ロータリー国際大会 (米国・ラスベガス) 6/11 第94回学習会
	12 理			
	19	(100万\$DT)	R A C	
	26	クラブ協議会(活動報告)		

# 鹿児島西ロータリークラブ役員・理事・委員会名簿

1985・7~1986・6

会長	福田 正臣 (理事)	副会長	中村 善治 (理事)
幹事	山下 皓三	副幹事	中尾 洋
理事	川田 恵一	岩田 泰一	永松 実夫 小山 幸義
会計	高橋 司		
S·A·A	上原 満	副S·A·A	佐伯 寿郎 桜美 義明

ヨシ ハル

委員会	所 属 委 員 (◎委員長 ○副委員長)
クラブ奉仕	◎中村善治 ○小園正人
会員増強	◎光吉正昭 ○木治屋克己・土橋 滋・河井時義・海老原利則
会員選考	◎高井敏治 ○新福栄熊・水淵清治・吉留 益
職業分類	◎岡山唯一 ○藤安辰造・久保政次
出席席	◎本武勝美 ○谷口良康・本田雄郎・福田敏之・徳田 基
親睦	◎林 其為 ○野村昭五郎・岩男秀彦・外西寿彦・森永茂樹・豊田泰司 中村一雄・鮫島宗隆・大迫守弘
ロータリー情報	◎川畠正美 ○安田正治・鮫島志芽太・徳沢紀生
会報雑誌	◎柿市高重 ○村田和雄・川村 洋・岩元紀彦
プログラム	◎川上鐵太郎 ○江夏 洋・浜田 馨・石神兼康・古木圭介
広報	◎崎元行範 ○福満武雄・久保田彥穂・池口恵觀・前田隆造・森 道生
職業奉仕	◎川田恵一 ○玉川哲生・松田忠臣・島津忠丸・前田好文
社会奉仕	◎永松実夫 ○中尾正昭・太原春雄・宮江正幸・三角桂次郎
青少年奉仕	◎岩田泰一 ○徳永新一郎・井手泰次郎・岩元 基・柴垣洋之
インタークト	◎原口哲夫 ○海江田卓・内山光男・佐々木明
ロータークト	◎前田樹一郎 ○川平建次郎・中川 宏・国生貞志・松本敏春・伊集院 康熙
国際奉仕	◎小山幸義 ○田平礼章・平岡禎吉・池田 広
R財団・米山獎学	◎宇治野純章 ○下脇二則・田原追卓視
ロータリー賞推薦	◎中村善治 ○永松実夫・川田恵一・川上鐵太郎・崎元行範・柿市高重

●273地区青少年奉仕インタークト委員 海江田 卓

# 委員会活動報告

## 会計報告

会計 高橋 司

### 基本方針

資金全部の保管及記帳、資金の受払、会計報告の作成と予算編成への協力。

### 本年度の計画

年2回(上、下)クラブの収支及財政状態に関する報告書を作成してクラブ会員に配布す。預金については理事会によって指定された銀行に預け入れる。

## クラブ奉仕委員会

委員長 中村善治

委員 小園正人

### 基本方針

クラブ奉仕がクラブの基盤をなすものであるとの認識を深め、各委員会の活動によるクラブの内部充実をはかり、更に奉仕の輪が拡がるよう、内部拡大に努めるが所謂質の低下を招かない様、配慮する。又、特に本年はクラブのための適切なP.Rに意をそそぐを以て方針とする。

### 本年度の計画

- 「あなたが鍵です」の意を帯びし、委員1人1人が実効ある活動をする様督励する。
- 明るく楽しいクラブ運営を目指し、親睦と友情を深める企画に力を入れる。
- 例会出席率100%を目標に種々工夫してその向上に努力する。この為関連のある委員会の連繫活動を強化する。
- 拡大については、特に活動的若年層の入会に意を沿ぎ、年間5%の実増をはかる。同時に新会員の同化に配慮する。
- 方針を達する為、委員会活動を重視する。
  - 委員会は、少くとも月1回は行い、現状の把握と今後の活動を検討・協議する。この為、毎月1回は委員会別の席作りを行う。
  - 3ヶ月に1回は時間をかけた委員会をもち、うち1回は関連委員会の合同委員会とする。
  - 委員会の内容は、記録して残すものとする。
- 毎月1回、例会時、クラブ奉仕関係委員長の懇談を企画する。
- 全会員が、機会を作り広報活動に努めるよう要請する。

## 会員増強委員会

委員長 光吉正昭

委員 木治屋克巳・土橋 滋・河井 時義・海原利則

### 基本方針

奉仕活動の拡充のために必要な会員増強の重要性を充分認識し、新会員の獲得に努力する。

### 本年度の計画

1. 全会員に新会員の推せんについて協力をお願いする。
2. 職業分類、会員選考両委員会との連絡を密にし、特に未充填の職業分類に対し、適当な新会員の入会について努力する。
3. 入会された会員の早期退会防止について努力して行きたい。

## 会員選考委員会

委員長 高井敏治

委員 新福栄熊・水渕清治・吉留益

### 基本方針

会員の被推せん者を個人的面から審査するにあたり、下記事項に留意する。

1. 本人の人格および名声に非難の余地がないか。
2. その所属する会社に対する一般社会、競争者および取引先の評判が最良のものであるか。
3. 奉仕に熱心であるか。
4. 会員としての財政的義務を迅速に果たしうるか。
5. 週例会に規則正しく出席できるか否か。

審査した結果は速かに理事会に報告する。

### 本年度の計画

職業の分類、会員増強委員会と連絡を密にしてすぐれた会員の増強につとめたい。

## 出席委員会

委員長 本武勝美

委員 谷口良康・福田敏之・徳田基・本田雄郎

### 基本方針

会員の例会出席に留意し出席率100%達成に努力します。

### 本年度の計画

- 常時出席表に注意し、欠席の多い会員には事情を聞き出席率の向上をはかりたいと思います。
- 月一回の出席委員会の開催を実行したい。

## 職業分類委員会

### 会員委員会

委員長 岡山唯一

委員 藤安辰造・久保政次

### 基本方針

- 最近の急激な社会の発展、変革に伴う職業の分化を再検討して職業分類表を作製するよう努力する。
- 未充填職種の充填に努め同一関連分類にかたよらないよう努める。

### 本年度の計画

- 8月31日までに充填、未充填職業分類表を作製して会員に公示する。
- 会員増強委員会とも連絡をとり、未充填職業分類の解消に努力する。

## 親睦委員会

委員長 林其為

委員 野村昭五郎・岩男秀彦・外西寿彦・森永茂樹  
豊田泰司・中村一雄・鯨嶋宗隆・大迫守弘

### 基本方針

親睦を通じ会員相互の面識と友愛を増進し、特に新入会員のロータリーへの理解と融和を計り、リクレーション及び親睦の催し等に会員が奮って参加、会員相互の友愛を深め、我がロータリーク

ラブが、ユーモアと楽しい雰囲気作りに努力する。

### 本年度の計画

1. 会員相互の親睦をより一層深める為
  - A. 例会座席の配置を考慮する(抽せん、委員会、誕生日、趣味別)
  - B. 特に新入会員(一年未満)に配慮、新入会員には名札に緑星をつける。
  - C. ビジターの歓迎、好意をもって接待、好感のもたれるクラブ作り
2. 観月家族会の開催
3. 会員及び会員夫人の誕生日祝、結婚記念日の祝贈呈
4. 善意のポケットマネーからの「ニコニコ」箱への寄付金奉仕を推奨
5. 三木会は年4回夜の例会後実施する。
6. 年4回親睦委員会を開催し、うち一回はS A Aとの共同委員会とする。
7. ゴルフ同好会、マージャン同好会、囲碁同好会を作り年数回開催する。

### ロータリー情報委員会

委員長 川畠正美  
委員 安田正治・鮫島志芽太・徳沢紀生

### 基本方針

- 会員候補者にロータリー・クラブに於ける会員の特典及び義務を知らせ、会員、特に新会員にロータリアンとしての自覚を促す。会員にロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報、国際ロータリーの管理運営の動向等についての情報等を提供する。

### 本年度の計画

1. 会員候補者に、ロータリーの目的、会員の特典、義務等についての個別指導を行なう。
2. 従来から継続実施されている「ロータリー学習会」に各委員会の協力を得て、会員、特に新会員の参加を奨励する。
3. 新入会員の同化を図るため、年2回程度の懇談会を計画する。

## 会 報 雜 誌 委 員 会

委員長 柿 市 高 重

委 員 村田 和雄・川村 洋・岩元 紀彦

本年度、会報編集の方針としては、次の方針でのぞみたい。

1. 記録性：卓話メモ、学習会、ローターアクト活動、インターラクト活動、各委員会、各種会合の記録を収載する。
2. 情報・教育資料の提供：国際ロータリーニュース、情報抄録、ガバナー月信、ロータリアン、レビュスタロータリア等よりのニュース、教育資料の収載。
3. 親睦を深めるための会員投稿  
・会員相互の親睦を深めるため、会員の投稿を広くよびかける。又会員の身辺の近況も掲載したい。

## プ ロ グ ラ ム 委 員 会

委員長 川 上 鐵太郎

委 員 江夏 洋・浜田 鑫・石神 兼康・古木 圭介

### 基 本 方 針

R・I会長の「あなたが鍵です」のターゲットおよび福田会長の本年度方針に沿い、会員各人が鍵になるというロータリアンとしての自己啓発をもたらすような、そして会員が相互理解を深めて例会出席が楽しみになる明るく有益で親しみを増すようなプログラムを編成したい。

### 本年度の計画

1. 約38回の卓話の内、85%程度を会員卓話に充て、15%程度の卓話は外部に求めたい。
2. 各委員は、それぞれ6名程度の卓話者を担当し、その分担する期間の卓話者との交渉と実施および予備卓話の手配をするものとする。

## 広 報 委 員 会

委員長 崎 元 行 範

委 員 福満 武雄・久保田彦穂・池口 恵觀・前田 隆造

森 道生

### 基 本 方 針

ロータリアンがロータリーの綱領と目標を達成できるようその活動を広く地域社会に伝達していく。

### 本年度の計画

1. 絶えず地域マスコミ関係者との連携を保ち対外的な広報活動を強めていく。
2. 対内的にも広報活動の意識を高揚し、対外的な広報活動に協力を求め密度の濃いものにしていく。
3. 週報で各委員会、理事会の動向を周知して貰うよう努める。

以上の項にそって努力していく。

## S . A . A 委 員 会

委員長 上 原 満

委 員 佐伯 寿郎・桜美 義明

### 基 本 方 針

1. 秩序正しく、品位ある楽しい例会が維持できる様つとめます。
2. プログラム委員会、親睦委員会と協力して十分な気くばりで例会の運営がスムーズにいく様、会場監督を行います。

### 本年度の計画

歴代のS・A・A経験者に喜こばれた事例、不評だった事例を話してもらい、良い事例の継続を行なう。

## 職業奉仕委員会

委員長 川田 恵一 委員会

委員 田中・櫻庭 委員 玉川 哲生・松田 忠臣・島津 忠丸・前田 好文

### 基本方針

ロータリーの職業奉仕は各人業界の代表者であり、自分の職業を踏まえた上で自分の周囲に奉仕の理想を鼓吹することである。

生活のために利潤を追求することが仕事であるが天職として社会に尽す手段でもあるという認識の下に委員会としては各自の職場での職業倫理の高揚に努めるようしむけたい。

### 本年度の計画

1. 職業奉仕の事例の研究に努めたい。
2. 優良職場を訪問し、優良従業員の表彰を行う。
3. ロータリーの綱領・「四つのテスト」の理解と実践につとめる。
4. 職業奉仕に関する講演や卓話を実施する。

## 社会奉仕委員会

委員長 永松 実夫 委員会

委員 中尾 正昭・太原 春雄・三角桂次郎・宮江 正幸

### 基本方針

移り変る現実社会の中で地域社会の真のニーズを捉えるよう調査、探求し、これに実践をもって応えて行くよう努力することを基本とする。

### 本年度の計画

1. 社会事業としての「ロータリー賞」「文庫」の贈呈の継続
2. 県立図書館の鹿児島西ロータリークラブ青少年文庫に本年度分として追加献本を行なう。
3. 都市の美化等に努力する。
4. 「鹿児島渚を愛する会」へ協力する。

## 青 少 年 奉 仕 委 員 会

委員長 岩 田 泰 一

委 員 徳永新一郎・井手泰次郎・岩元 基・柴垣 洋之

### 基 本 方 針

1. 地域の青少年達が今、何を考え、何を望んでいるか、彼等を取りまく周囲の問題を正確に把握して青少年奉仕活動を推進する。
2. 他人への思いやりと他人の力になる心構えを教え建設的指導者となるべく努力する。

### 本年度の計画

1. インターアクト・ローターアクトへの助成、援助
2. 青少年野外活動の実施
3. 青少年三委員会の合同懇談会を開き親睦を計る。

## イ ン タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長 原 口 哲 夫

委 員 海江田 卓・内山 光男・佐々木 明

### 基 本 方 針

両校の会員増強と活動の充実をめざして、積極的に連絡をとり、バックアップしていく。

### 本年度の計画

1. 韓国訪問研修旅行
2. インターアクトの年次大会のバックアップ
3. 文化祭を通じてのインターアクトクラブのP Rを支援する。
4. 両校との連絡を更に密にする。

## ローターアクト委員会

委員長 前田 樹一郎

委員 川平建次郎・中川 宏・松本 敏春・国生 貞志  
伊集院康熙

### 基本方針

1. 地域に密着した社会奉仕を推進する。
2. 会員相互の親睦を深め、出席を励行する。
3. ローターアクトの自主性を尊重し、適切なる指導、援助を行う。

### 本年度の計画

1. 卓話の積極的展開とそれに対するロータリアンの協力援助。
2. 国際社会奉仕への可能な範囲での協力。
3. ローターアクト会員の増大を図るための具体的対策の検討。

## 会員委員会

## 国際奉仕委員会

委員長 小山 幸義

委員 田平 礼章・平岡 穎吉・池田 広

### 基本方針

国際奉仕の基本方針である国際理解、親善、平和の増進に寄与するように本クラブ会員に趣旨徹底の為の努力と、又その行動に対する各会員の協力、参加を得る事。

### 本年度の計画

1. 鹿大留学生を中心とした、在鹿外国人との接触を積極的に行い、当クラブの諸会合等での交流を計る。
2. 現在途切れている交換学生受入について、市内他クラブとも連繋を取り乍ら再現の方向で努力する。
3. I A C会員と当地区交換留学生との交流の場を設ける。

## ロータリー財団・米山奨学会員会

委員長 宇治野 純 章

委 員 下脇 二則・田原迫卓視

### 基本方針

ロータリー財団に関して会員の理解認識を深め、これに対する支援をし、ロータリー財団に対してクラブとしての協力をする。

### 本年度の計画

1. 会員及び一般に対しロータリー財団に関する広報活動を行なう。
2. ロータリー財団月間に講演を行い、財団の認識を深める。
3. ロータリー財団奨学金候補者の推薦を行なう。
4. ロータリー財団資金の支援
  - (1) 百万ドル食事を年数回行なう。
  - (2) ポール・ハリスフェロー、準フェローの募集促進をはかる。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

## 第1条

### 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

## 第2条

### 区域限界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へー西田橋ー高麗橋に至り西へ高麗町本通りー大学通りー中郡電停ー更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。

## 第3条

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること。

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第4条

### 会 合

第1節 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日及び時間に、定期の会合を開かなければならない。

但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。

また、例会日が法定休日に当る場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消すことができる。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年12月31日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

## 第 5 条

### 会員身分及び職業分類

**第1節 会員身分。** ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第4条第3節及び国際ロータリーヒテ細則第3条（末尾の「追録」参照）に定めるところによるものとする。

**第2節 職業分類。** (a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) **修正。** 理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかるは是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

**第3節 制限。** 正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、国際ロータリー細則第3条の規定により1名以上の正会員が認められている3種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアディショナル正会員については、この限りではない。

## 第 6 条

### 理 事 及 び 役 員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員の決定及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の三分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定むるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってよいし、そうでなくてもよい。

**第4節** 各役員は、本クラブ細則の定むるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前1年以上2年以内の期間

内に、選舉するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選舉により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選舉された年度中、又は後任者が選舉されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクチブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

## 第7条

### 入会金及び会費

**第1節** 本クラブの正会員・シニア・アクチブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## 第8条

### 会員身分の存続

**第1節** 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

**第2節** 終結する場合。  
(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれかの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である：また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き充たしていかなければならぬ。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクチブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節(b項)によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。（しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節(a項)によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。）

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節(a項)の規定によりシニア・アクチブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選舉された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

**第3節 再入会。** 正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節(a項)の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みに示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

**第4節 終結一会費未払。** 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

**第5節 終結一欠席。** (a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填（マークアップ）するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことをするものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員がロ

ーター・アクト・クラブもしくは仮ローター・アクト・クラブ又はインター・アクト・クラブもしくは仮イン  
ーター・アクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、か  
つまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時ま  
での間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものとして完全に認められ  
ることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー・元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリーコミッショナーズ会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に出席した本クラブの正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティチウト、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー・元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティチウト、ロータリー地域大会、国際ロータリーコミッショナーズ会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事中のため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクチブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクチブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクチブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

**第6節 他の原因による終結。** (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を証明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

**第7節 退会。** いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

**第8節 資産関与権—その放棄。**いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第 9 条

### 地域社会・国家及び国際問題

**第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、**本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

**第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。**また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

**第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。**またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

**(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対し嘆願してはならない。**また書状、演説、提案を配付してはならない。

## 第 10 条

### ロータリーの雑誌

**第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、**本クラブの正会員、シニア・アクチブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6ヶ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

**第2節 講読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。**

## 第 11 条

### 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第 12 条 仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定ができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第 13 条 細 則

**第1節** 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに縦って時々改正することができる。

## 第 14 条 改 正

**第1節 時。** 本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g項)に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

**第2節 提案者。** 本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R、I、B、I、の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

**第3節 手続。** 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行なわなければならない。

**第4節** 本定款の第1条(名称)及び第2条(区域限界)は、定足数を満たした数の会員が出席した本ク

ラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならぬ。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

## 追 錄

### 「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリークラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」中の該当箇所の抜粋を掲げる：

### 国際ロータリー定款

#### 第 4 条 会 員

**第3節 クラブの構成** (a)ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であつて、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代理者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわってお

り、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなつた場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があつてはならない。

(c) 國際ロータリー細則は、ロータリークラブの中に正会員の外にシニア・アクチブ会員・ペースト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして國際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

### 国際ロータリー細則

## 第3条 クラブの会員身分

**第1節 種類。** ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類。すなわち、正会員、シニア・アクチブ会員、ペースト・サービス会員及び名誉会員とする。

**第2節 正会員。** 国際ロータリー一定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

**第3節 アディショナル正会員。** (a)クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー一定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクチブ会員になった場合にそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていざれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたゞさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。  
但し：

- (1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；
- (2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということでなければならぬ；
- (3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身

分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。（この但し書規定は、その職業分類の保持者が本節(a)項に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。）

**第4節 シニア・アクチブ会員。**(a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクチブ会員となるものとする。

(1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。

(2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上であった者。

(3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。

(4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクチブ会員であった者又はシニア・アクチブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクチブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にすることを要する。

(c) シニア・アクチブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

(1) シニア・アクチブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、

(2) 本条第3節(a)項によるアディショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクチブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

**第5節 パスト・サービス。**(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものではあるが、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとしないこと、シニア・アクチブ会員になることができないこと（但し本条第4節(a)項に規定されている場合を除く）及びアディショナル正会員を推薦する権利を持たないこととの3点を除き、正会員の持つすべての権利、特典及び責任を有するものとする。

**第6節 二重会員。**何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクチブ会員又はパ

スト・サービス会員となることを得ないものとする。

**第7節 名誉会員。** クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選舉することができる。

名譽会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名譽会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

**第8節 宗教、報道機関及び外交員。** 二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

**第9節 公職。** 一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、該当公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

**第10節 國際ロータリーの職員。** クラブは、國際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

## 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

### 第1条

#### 理事及び役員の選挙

**第1節 役員を選挙する会合の1ヵ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。**出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した7名の候補者を以って当選者とする。

**第2節 被選理事は、年次総会後1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。**

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一員または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくともよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人々は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

**第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。**

**第4節 任期未到の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。**

### 第2条

#### 理 事 会

**第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。**

### 第3条

#### 役 員 の 任 務

**第1節 会長。**本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

**第2節 会長エレクト。**会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長又は理事会によって定められる任務を行なうものとする。

**第3節 副会長。**会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付隨する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

**第4節 幹事。**幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成してこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータ

リー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならぬクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

**第5節 会計。**会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

**第6節 会場監督。**会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

## 第 4 条 会 合

**第1節 年次総会。**本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

**第2節** 本クラブの毎週の例会は本曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第8条第5節（c）或は（d）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならないものとする。

**第3節** 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

**第4節** 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

**第5節** 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

## 第 5 条 入会金及び会費

**第1節** 入会金は3,500円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

**第2節** 会費は年額16,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

**第3節** 途中入会者に対しては入会金全額、年会費は月割で納入すべきものとする。

## 第 6 条 採決の方法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

## 第 7 条

### 委 員 会

#### 第 1 節

- イ 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
- クラブ奉仕委員会
  - 職業奉仕委員会
  - 社会奉仕委員会
  - 国際奉仕委員会
- ロ 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要とかんがえる特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- ハ クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- ニ 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。
- ホ 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- ヘ 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する青少年委員会を設置することができる。この委員会は社会奉仕委員会の所管するところとなるが、青少年委員長は会長が理事の中から任命するものとする、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。
- ト 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。
- ローターアクト委員会
  - インタークト委員会
  - ロータリー財團委員会

#### 第 2 節 クラブ奉仕委員会

- イ クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- ロ クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- ハ 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

## 出席委員会

会報雑誌委員会

親睦委員会

会員選考委員会

会員増強委員会

プログラム委員会

広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

## 職業分類委員会

ロータリー情報委員会

ニ クラブ奉仕委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

ホ 職業奉仕委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

ヘ 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第8条

### 委員会の任務

#### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

#### イ 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

#### ロ 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填および未充填職業分類

表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類表を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

#### ハ 会報雑誌委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー プログラムに関するニュースを伝えるべく務めなければならない。

またこの委員会は、ロータリーの友誌、ロータリアン誌および／またはレビュースタロータリアに対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講演を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

#### ニ 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的への遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

#### ホ 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない、そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

#### ヘ 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブ充填および未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

#### ト プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

#### チ 広報委員会

この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

#### リ ロータリー情報委員会

この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、とくに新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

## 又 ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

## 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

## 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

### イ 青少年奉仕委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### a ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を面えるものとする。

#### b インターアクト委員会

この委員会は、インターラクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターラクトクラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界状勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターラクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

## 第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあら

ゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### イ ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財團に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

### 第 9 条

#### 賜 暫 假

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜假が与えられる。

### 第 10 条

#### 財 政

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の收支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

### 第 11 条

#### 会員選挙の方法

第1節 正会員（アティショナル正会員を含む） (1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出さるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかなければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

- (3) 理事会は、職業分類上会員および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならぬ。
- (5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、当該被推薦者について票決を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えた場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。

- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

**第2節 シニア・アクチブ、パスト・サービス、及び名誉会員。**これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクチブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクチブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

**第3節 元アディショナル正会員の再選。** (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節b(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

- (2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となつたために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)
- (3) 理事会は、その裁量によって、いかなる申込みをも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以

て理事会に通告せしむべき 10 日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において一職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参酌して一入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投する反対票が 1 票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の 4 分の 3 の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

## 第 12 条

### 決 議

**第 1 節** 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付すことなく理事会に付託しなければならない。

## 第 13 条

### 議事の順序

開会宣言（会長による開会の宣言）  
来訪ロータリアンの紹介  
来信及び告示事項  
委員会報告（もしあれば）  
審議未終了議事  
新規議事  
スピーチその他のプログラム

閉会式（会長による閉会の宣言）  
**第 14 条**

### 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に對して行なうことはできない。

※ 改正された条項には下線が付しております。

## 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から 1 カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶弔があった場合は、クラブから￥5,000 相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養 1 カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから￥5,000 相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ￥10,000と 10,000相当のお花
2. 夫 人 ￥ 7,000
3. 父母又は子女 ￥ 5,000

前 1.2 項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年 7 月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和 52 年 1 月 8 日より実施する。

## 鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約

1. この奉仕活動を鹿児島西R・C「友愛文庫」事業という。
2. この会の運営金は、岐島志芽太会員の寄附金10万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約1割（約10万円）を毎年加算したものとする。
3. この運営金は、離島・辺地・その他（新設校を含む）の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。
4. 初年度は、3校を選定し、1校に各20冊、計60冊（1冊1,000円程度）を贈り、初年度の経費は6万円とする。原則として同じ学校へ5カ年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては情況により、2年又は3年限りとすることがある。
5. 2年度は新しく2校を増加し、前年度の3校（又は2校）と合せて5校（又は4校）とし、各校20冊宛を献本する。3年度はさらに1乃至2校を増し、遂次継続して献本するものとし、5年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運営業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員が行なう。  
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. ときどき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インタークトとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていくことを理想とする。  
このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金10万円は、昭和53年国際ロータリー第273地区年次大会における岐島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

## 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### 第1条 (目的)

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### 第2条 (基金)

奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

### 第3条 (基金の運用)

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### 第4条 (奨学金の給付対象)

当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターラクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### 第5条 (奨学金の給付金額及び対象人数)

昭和58～59年度は月額1万円、対象人数は8名とする。

### 第6条 (奨学金給付者の選考)

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターラクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### 第7条 (その他)

その他必要な事項は理事会に於て決定する。

### 第8条 (附 則)

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

### 備 考

昭和55年4月より月額5,000円、対象人数は6名以内で実施されたが、昭和57年4月より月額1万円に改めた。

# 1984～85年度 収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ

費目	59年度予算額	59年度決算額	差異	備考
(収入の部)				
前年度繰越金	2,220,535	2,220,535	0	
年会費	14,000,000	13,358,000	642,900	上期@80,000×79人 下期@80,000×84人 @60,000×2人 @26,000×3人 @40,000×3人
雑誌代(ロータリーの友)	210,000	200,600	9,400	上期@1200×79人 下期@1200×84人 @1000×2人 @400×3人 @600×3人
入会金	350,000	455,000	△ 105,000	@35,000×18人
R財団寄附金(入会時)	23,200	31,200	△ 8,000	@2,320×8人 @2,450×2人 @2,580×3人
ビジターカ食費	935,000	1,088,000	△ 153,000	@1,700×640人
家族会会費	425,000	405,000	20,000	@5,000×81人
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,200,000	600,000	600,000	
雑収入	250,000	79,779	170,221	預金利息外
収入合計	19,613,735	18,438,114	1,175,621	
(支出の部)				
事務局関係	人件費	1,568,000	1,852,925	△ 284,925 給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	71,000	0 定期預金へ
	通信費	350,000	319,760	30,240 切手、ハガキ、送金手数料、電話料
	事務用品費	80,000	79,978	22 封筒、用紙、ファイル代外
	印刷費	320,000	285,600	34,400 市内会員名簿、アッセンブリー、G公式訪問報告書外
	厚生福利費	200,000	162,360	37,640 保険料、定期券代
	交通費	50,000	48,910	1,090 諸タクシーダ
	図書費	20,000	2,700	17,300 本購入代
	借室料	120,000	120,000	0 @10,000×12ヶ月
	計	2,779,000	2,943,233	△ 164,233

△は予算超過額を示す。

費目		59年度予算額	59年度決算額	差異	備考
委員会関係	出席席	120,000	118,800	1,200	出席表彰記念品代
	S·A·A	10,000	0	10,000	
	会員選考	5,000	0	5,000	
	会員増強	10,000	0	10,000	
	職業分類	50,000	42,350	7,650	職業分類表印刷代
	親睦活動	2,000,000	1,628,140	371,860	誕生・結婚記念品代、家族会費 外
	プログラム	150,000	143,755	6,245	ゲスト謝礼、お車代 外
会報関係	ロータリー情報	80,000	47,600	32,400	ロータリー手帳、ロータリー入門書外文献代
	広報	100,000	33,485	66,515	写真フィルム、プリント代
	会報雑誌	900,000	1,040,200	△ 140,200	ロータリーの友代、週報印刷代
	職業奉仕	50,000	0	50,000	
	社会奉仕	200,000	87,400	112,600	社会奉仕連絡協議会分担金、赤い羽根募金 ロータリー賞記念品代 外
	青少年奉仕	1,700,000	1,450,043	249,957	IA·RA関係・諸会議経費
	国際奉仕	100,000	29,000	71,000	交歓会費、青少年交換記念記念バッジ代
R·I関係	ロータリー財団	20,000	6,000	14,000	ロータリーの友英語版代(6冊分)
	計	5,495,000	4,626,773	868,227	
	人頭分担金	406,000	393,720	12,280	上期@ 2,320×80人 下期 2,450×82人 新入会員分@1,160×4人 @1,290×2人
	R財団寄附金	384,000	249,000	135,000	百万ドル食事6回分@ 500×79, 84, 81 84, 83, 87人
	"(入会時)	23,200	31,200	△ 8,000	@ 2,320×8人 @ 2,450×2人 @ 2,580×3人
	米山記念奨学金	175,000	162,000	13,000	上期 @ 1,000×80人 下期 @ 1,000×82人
	計	988,200	835,920	152,280	
地区関係	地区大会分担金	252,000	224,000	28,000	@ 2,800×80人
	地区協議会	100,000	96,000	4,000	登録料、懇親会費、宿泊費
	地区資金	315,000	291,600	23,400	上期 @ 1,800×80人 下期 @ 1,800×82人
	地区青少年交換資金	131,250	121,500	9,750	上期 @ 750×80人 下期 @ 750×82人
	ガバナー事務所費	131,250	121,500	9,750	上期 @ 750×80人 下期 @ 750×82人
	田中ガバナー事務所特別協力金	80,000	80,000	0	@ 1,000×80人(上期のみ)
	世界社会奉仕	44,000	0	44,000	
GSE(研究グループ交換資金)	ガバナー月信購読料	105,000	94,800	10,200	上期 @ 600×78人 下期 @ 600×80人
	GSE(研究グループ交換資金)	175,000	0	175,000	
	計	1,333,500	1,029,400	304,100	

費目		59年度予算額	59年度決算額	差異	備考
その他	拡大事業費	50,000	0	50,000	
	会議費	600,000	318,424	281,576	学習会補助、役員・委員長会議外
	会食費	5,500,000	5,965,110	△ 465,110	例会食事代
	雑費	500,000	408,324	91,676	慶弔費外
	備品費	100,000	12,645	87,355	事務所電燈代外
	特別基金	100,000	100,000	0	上期 50,000、下期 50,000
	上級会合出席補助	500,000	359,000	141,000	地区大会登録料外
計		7,350,000	7,163,503	186,497	
予備費		1,668,035	0	1,668,035	
支出合計		19,613,735	16,598,829	3,014,906	
差引残高		0	1,839,285		

費 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考
<b>&lt;特別基金&gt;</b>				
(収入)				
前年度繰越金	2,734,931	2,734,931	0	
基金特別負担金	50,000	65,000	△ 15,000	② 5,000×13人
一般会計より繰入	100,000	100,000	0	
雑 収 入	110,000	118,207	△ 8,207	預金利息
収入合計	2,994,931	3,018,138	△ 23,207	
<b>&lt;退職給与準備金&gt;</b>				
(収入)				
前年度繰越金	119,750	119,750	0	
一般会計より繰入	71,000	71,000	0	
雑 収 入	2,500	5,188	△ 2,688	預金利息
収入合計	193,250	195,938	△ 2,688	
<b>&lt;ニコニコ箱寄附積立金&gt;</b>				
(収入)				
前年度繰越金	2,390,102	2,390,102	0	
寄附金収入	1,200,000	1,213,000	△ 13,000	
雑 収 入	20,000	26,828	△ 6,828	預金利息
収入合計	3,610,102	3,629,930	△ 19,828	
(支出)				
友愛文庫へ繰入	120,000	120,000	0	社会奉仕部門へ
奉仕活動関係へ繰入	1,200,000	623,000	577,000	
西ロータリークラブ 奨学金へ繰入	600,000	670,000	△ 70,000	社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	300,000	300,000	0	"
支出合計	2,220,000	1,713,000	507,000	
差引残高	1,390,102	1,916,930		

費 用 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考
<西ロータリークラブ奨学金>				
(収 入)				
前 年 度 繰 越 金	4,885,461	4,885,461	0	
雑 収 入	300,000	296,690	3,310	預金利息
ニコニコ箱寄附積立金より	600,000	670,000	△ 70,000	
収 入 合 計	5,785,461	5,852,151	△ 66,690	
(支 出)				
奨 学 金	960,000	960,000	0	@ 10,000×8人×12ヶ月
通 信 費	9,600	9,600	0	@ 800×12ヶ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600	969,600	0	
差 引 残 高	4,815,861	4,882,551		
<西ロータリークラブ友愛文庫>				
(収 入)				
前 年 度 繰 越 金	111,213	111,213	0	
ニコニコ寄附 積立金より 繰入	120,000	120,000	0	
雑 収 入	2,000	1,856	144	
収 入 合 計	233,213	233,069	144	
(支 出)				
本 代 代	105,000	100,000	5,000	@ 20,000(図書券)×5校
支 出 合 計	105,000	100,000	5,000	
差 引 残 高	128,213	133,069		
<特別積立金>				
(収 入)				
前 年 度 繰 越 金	2,258,549	2,258,549	0	
雑 収 入	87,000	86,639	361	
収 入 合 計	2,345,549	2,345,188	361	

# 1985～86年度 収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ

費 目	60年度予算額		備 考
(収入の部)			
前 年 度 繰 越 金	1,839,285		
年 会 費	14,080,000		上期@ 80,000×86人 下期@ 80,000×90人
雜誌代 (ロータリーの友)	211,000		上期@ 1,200×86人 下期@ 1,200×90人
入 会 金	350,000		@ 35,000×10人
R財団寄附金(入会時)	24,900		@ 2,490×10人
ビジターカー会食費	1,020,000		@ 1,700×600人
家 族 会 会 費	430,000		@ 5,000×86人
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,200,000		
雜 収 入	250,000		預金利息外
収 入 合 計	19,405,385		
(支出の部)			
事 務 関 係	人 件 費	2,000,000	給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	定期預金へ
	通 信 費	400,000	切手、ハガキ、送金手数料
	事 務 用 品 費	100,000	洋半紙、ノート外
	印 刷 費	300,000	アッセンブリー、名簿、領収証
	厚 生 福 利 費	200,000	保険料並びに定期券代
	交 通 費	60,000	
	圖 書 費	20,000	
	借 室 料	144,000	@ 12,000×12カ月
	計	3,295,000	

費目		60年度予算額	備考
委員会	出席席	165,000	出席表彰記念品代 委員会費 15,000
	S·A·A	19,000	" 9,000
	会員選考	17,000	" 12,000
	会員増強	20,000	" 15,000
	職業分類	19,000	" 9,000
	親睦活動	2,088,000	誕生、結婚記念品代 家族会費用外 "
	プログラム	115,000	ゲスト謝礼、お車代 "
	ロータリー情報	92,000	ロータリー手帳並びに文献代 "
	広報	118,000	会議費、フィルム、プリント代 "
	会報雑誌	1,015,000	ロータリーの友代、週報印刷代 "
	職業奉仕	65,000	職場訪問諸経費 "
	社会奉仕	225,000	ロータリー賞外 "
	青少年奉仕	1,745,000	IA·RA関係、諸会議経費 "
	国際奉仕	112,000	交歓会費 "
	ロータリー財団	29,000	" 9,000
計		5,844,000	
R·I関係	人頭分担金	435,750	上期 10\$×@249×85人 下期 10\$×@249×90人
	R財団寄附金	258,000	@ 500×86人×6回(百万ドル)一般寄附
	" (入会時)	24,900	@ 2,490×10人
	米山記念奨学金	175,000	上期@ 1,000×85人 下期@ 1,000×90人
計		893,650	
地区関係	地区大会分担金	301,000	@ 3,500×86人
	地区協議会	100,000	
	地区資金	315,000	上期@ 1,800×85人 下期@ 1,800×90人
	地区青少年交換資金	131,250	上期@ 750×85人 下期@ 750×90人
	ガバナー事務所費	131,250	上期@ 750×85人 下期@ 750×90人
	ガバナー月信購読料	104,400	上期@ 600×84人 下期@ 600×90人
計		1,082,900	

費	目	60年度予算額	備	考
そ の 他	拠 大 事 業 費	50,000		
	会 議 費	600,000		役員・委員長会議、次期会長・幹事研修会 外
	会 食 費	6,000,000		
	雜 費	500,000		慶弔費 外
	備 品 費	100,000		
	特 別 基 金	100,000		上期 50,000 下期 50,000 (定期へ)
	上級会合出席補助	500,000		地区大会登録料 外
	計	7,850,000		
	予 備 費	439,835		
	支 出 合 計	19,405,385		
	差 引 残 高	0		

費 目	60年度予算額	備 考
<特別基金>		
(収入)		
前 年 度 繰 越 金	3,018,138	
基 金 特 別 負 担 金	50,000	② 5,000×10人
一 般 会 計 よ り 繰 入	100,000	上期 50,000 下期 50,000
雜 収 入	110,000	預金利息
収 入 合 計	3,278,138	
<退職給与準備金>		
(収入)		
前 年 度 繰 越 金	195,938	
一 般 会 計 よ り 繰 入	71,000	
雜 収 入	2,500	預金利息
収 入 合 計	269,438	
<ニコニコ箱寄附積立金>		
(収入)		
前 年 度 繰 越 金	1,916,930	
寄 附 金 収 入	1,200,000	
雜 収 入	20,000	預金利息
収 入 合 計	3,136,930	
(支 出)		
友 愛 文 庫 へ 繰 入	120,000	社会奉仕部門へ
奉 仕 活 動 関 係 へ 繰 入	1,200,000	
西 ロ ー タ リ ー ク ラ ブ 奨 学 金 へ 繰 入	670,000	社会奉仕部門へ
県 立 図 書 館 贈 呈 費	300,000	"
支 出 合 計	2,290,000	
差 引 残 高	846,930	

費 目	60年度予算額	備	考
<西ロータリークラブ奨学金>			
(収入)			
前年 度 繰 越 金	4,882,551		
雜 收 入	300,000		預金利息
ニコニコ寄附積立金より繰入	670,000		
収 入 合 計	5,852,551		
(支出)			
奨 學 金	960,000		@ 10,000×8人×12ヶ月
通 信 費	9,600		@ 800×12ヶ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600		
差 引 残 高	4,882,951		
<西ロータリークラブ友愛文庫>			
(収入)			
前年 度 繰 越 金	133,069		
ニコニコ寄附積立金より繰入	120,000		
雜 收 入	2,000		預金利息
収 入 合 計	255,069		
(支出)			
本 代	105,000		
支 出 合 計	105,000		
差 引 残 高	150,069		
<特別積立金>			
(収入)			
前年 度 繰 越 金	2,345,188		
雜 收 入	87,000		預金利息
収 入 合 計	2,432,188		

## 財産目録

昭和60年6月30日現在  
鹿児島西ロータリークラブ

## 資産の部

区分	内訳	金額(円)	備考
預金	旭相互銀行(普通)	1,839,285	一般会計
"	" (定期)	3,018,138	特別基金
"	" (定期)	195,938	退職給与準備金
"	鹿児島銀行(普通)	1,916,930	ニコニコ寄附積立金
"	旭相互銀行(普通)	411	西ロータリークラブ奨学金
国債	日の出証券	4,882,140	"
預金	旭相互銀行(普通)	133,069	友愛文庫
"	" (定期)	2,345,188	特別積立金
	計	14,321,099	
備品	ピアノ外	5,932,6	定額法による未償却残額

1985~1986

# 外山ガバナー公式訪問報告書

1985.8.1



鹿児島西ロータリークラブ

## 外山三郎ガバナー公式訪問日程

7月31日(水)

- |             |            |         |
|-------------|------------|---------|
| 15:00～16:30 | 会長・幹事との懇談会 | (鶴鳴館3F) |
| 17:00～19:00 | クラブ協議会     | (鶴鳴館2F) |
| 19:00～      | 懇親会        | (鶴家)    |

8月1日(木)

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 12:30～13:30 | 例会(公式訪問)  |
|             | 例会終了後記念撮影 |

# クラブ協議会プログラム

1985. 7. 31 於 鶴鳴館

点	鐘	辞	副	会	長	中	村	善	治
開 会 の		辞	副	会	長	中	村	善	治
ロ ー タ リ ー ソ ン グ									
歓 迎 の 辞 及 び									
ガバナー・分区代理紹介									
ガ バ ナ 一 挨 拶									
会 長 報 告									
幹 事 報 告									
会 計 報 告									
ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会 報 告									
出 席 "									
職 業 分 類 "									
会 員 選 考 "									
会 員 增 強 "									
プ ロ グ ラ ム "									
広 報 "									
親 瞳 "									
ロー タ リ ー 情 報 "									
会 報 ・ 雜 誌 "									
S · A · A · 報 告 委 員 会 報 告									
職 業 奉 仕 委 員 会 報 告									
社 会 奉 仕 "									
青 少 年 奉 仕 "									
イ ン タ ー ア ク ト "									
ロー タ リ ー ア ク ト "									
国 際 奉 仕 "									
ロー タ リ ー 財 団 "									
講 闭 会 の	評	ガ バ ナ 一	幹	事	外	山	三	皓	三
点	辞	鐘	鐘						

# 鹿児島西ロータリークラブ役員・理事・委員会名簿

1985・7~1986・6

会長	福田 正臣 (理事)	副会長	中村 善治 (理事)
幹事	山下 眞三	副幹事	中尾 洋
理事	川田 恵一	岩田 泰一	永松 実夫 小山 幸義
会計	高橋 司		
S·A·A	上原 満	副 S·A·A	佐伯 寿郎 桜美 義明

委員会	所 属 委 員 (◎委員長 ○副委員長)
クラブ奉仕	◎中村善治 ○小園正人
会員増強	◎光吉正昭 ○木治屋克己・土橋 滋・河井時義・海老原利則
会員選考	◎高井敏治 ○新福栄熊・水沢清治・吉留 益
職業分類	◎岡山唯一 ○藤安辰造・久保政次
出席席	◎本武勝美 ○谷口良康・本田雄郎・福田敏之・徳田 基
親睦	◎林 其為 ○野村昭五郎・岩尾秀彦・外西寿彦・森永茂樹・豊田泰司 中村一雄・鯨嶋宗隆・大迫守弘
ロータリー情報	◎川畠正美 ○安田正治・鯨島志芽太・徳沢紀生
会報雑誌	◎柿市高重 ○村田和雄・川村 洋・岩元紀彦
プログラム	◎川上鐵太郎 ○江夏 洋・浜田 馨・石神兼康・古木圭介
広報	◎崎元行範 ○福満武雄・久保田彥穂・池口恵觀・前田隆造・森 道生
職業奉仕	◎川田恵一 ○玉川哲生・松田忠臣・島津忠丸・前田好文
社会奉仕	◎永松実夫 ○中尾正昭・太原春雄・宮江正幸・三角桂次郎
青少年奉仕	◎岩田泰一 ○徳永新一郎・井手泰次郎・岩元 基・柴垣洋之
インタークト	◎原口哲夫 ○海江田卓・内山光男・佐々木明
ロータークト	◎前田樹一郎 ○川平建次郎・中川 宏・国生貞志・松本敏春・伊集院康熙
国際奉仕	◎小山幸義 ○田平礼章・平岡禎吉・池田 広
R財団・米山奖学	◎宇治野純章 ○下脇二則・田原迫卓視
ロータリー賞推薦	◎中村善治 ○永松実夫・川田恵一・川上鐵太郎・崎元行範・柿市高重

●273地区青少年奉仕インタークト委員 海江田 卓

# ク ラ ブ 概 況 報 告

(昭和60年7月1日現在)

1. 創立年月日	昭和38年3月23日
2. 承認年月日	昭和38年6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト	昭和38年11月20日
4. 当時のR・I会長	ニッティシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー	進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ	鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー	24名(その内現在会員4名)
8. 区域	鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ一西田橋一高麗橋に至り西へ高麗町本通り一大学通り一中郡電停一更に電車路線に沿い鳴池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。
9. 事務所	ホテル鶴鳴館(0992-23-5902)
10. 例会日	毎週木曜日 12時30分~13時30分
11. 例会場	ホテル鶴鳴館
12. 歴代会長	56ページ
13. 歴代幹事	57ページ
14. 現在会員	正会員 51名 シニア・アクティブ会員 35名 計 86名
15. 平均年齢	58.23才 最高 83才 最低 34才 80代 4名 70代 11名

		60代 18名	50代 31名
		40代 19名	30代 3名
16. 出 席 率		92.05% (前年度分)	
17. 入 会 金		35,000円	
18. 年 会 費		160,000円	
19. ビ ジ タ ー 会 費		1,700円	
20. 会 報		毎週週報を発行	
21. ロ ー タ リ アン 誌		1名	
22. レ ピ ス タ 誌		1名	
23. ク ラ ブ 協 議 会		0回 (あと8回以上)	
24. ク ラ ブ フ ォ ー ラ ム		0回 (あと6回以上)	
25. 炉 辺 会 合		0回 (あと2回以上)	
26. 理 事 会		定例……毎月第2例会日 臨時……必要に応じ隨時	
27. 委 員 長 会 議		12回	
28. 会 長 幹 事 会		県下……0回 (あと2回) 市内……0回 (あと4回)	

## 西口一タリ一

昭和	西暦	ガバナー		会長
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘一郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀雄
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壯	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村洋
49~50	1974~75	竹野融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘一郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田馨
56~57	1981~82	大久保一郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田広
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣

## ○ チャーターメンバー(アルファベット順)

安楽慶一郎	福井浩	船木潔	堀俊一
犬伏康夫	岩元健吉	岩元正二	河井時義
川村洋	小山幸義	倉園清市	黒木長太郎
牧田健二	松元明人	大小田友一	大山実
西郷隆永	桜美四郎	柴山一雄	島津忠丸
田原誠助	塘一郎	土橋英夫	米倉秀雄
			計 24名

ク ラ ブ の 推 移

幹 事	会員数	平均年令	平均出席率	その他区順位
川 村 洋	35名	50.0 才	99.18%	9
高 徳 三 藏	44	49.0	99.11	9
河 井 時 義	48	51.40	99.09	8
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81	
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79	9
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92	4
高 井 敏 治	61	52.80	99.92	6
久 保 政 次	65	52.60	98.83	9
田 平 札 章	73	53.19	99.01	5
浜 田 馨	79	52.09	98.14	10
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73	9
小 山 幸 義	79	53.80	97.91	9
池 田 広	85	54.60	97.63	10
中 村 善 治	86	55.70	95.49	
小 園 正 人	90	57.10	96.52	
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59	
川 田 恵 一	88	57.25	96.92	
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07	
徳 沢 紀 生	86	57.58	96.22	
水 別 清 治	89	57.02	93.96	
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75	
柿 市 高 重	81	58.27	92.05	
山 下 皓 三	86	58.23		

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一郎) 池 田 広 柿 市 高 重 藤 安 辰 造  
 池 口 恵 観 故(柴 山 一 雄) (牧 田 健 二) 河 井 時 義  
 以上 8名

○ ポールハリス準フェロー

(桜 美 四 郎) 故(岩 元 健 吉) 川 村 洋 土 橋 滋  
 (岩 元 正 二) 海老原 利 則 外 西 寿 彦 故(岡 山 栄)  
 中 村 善 治 (池 田 穣) (永 井 利 承) 川 上 鐵 太 郎  
 浜 田 馨 徳 沢 紀 生

以上 14名

# 1984-85年度活動報告

## 会長報告

会長 池田 広

早いものであります。昨年、この栄誉ある鹿児島西ロータリー・クラブの第22代会長に就任してから、もう一年の旅も終わろうとしています。

東海道53次ならぬ、52週、箱根8里も大井川の渡しもすべて幹事さんに“おんぶ”されて来たおもいがします。目指す京の三条大橋ももう僅か、ここで旅の成果を振り返って見ますに、まず悔やまれるのは、自分の工夫、努力の足らなさであります。年度始め、今年度重点項目として挙げたのが、親睦、ロータリー情報、青少年、特にインター・アクトの諸活動と交換学生問題でしたが、それらについて反省しますと：

親睦活動：関係委員会の御努力で、年度内に4回なんらかの名目で三木（参睦）会を開くことが出来ましたことは、親睦の向上にも役立ったことと思います。

情報活動：クラブ・フォーラムに力を入れましたが、その準備として学習会を十分利用できました。また週報の情報一口メモも効果的であったと思います。

I A関係：遂に何等の効果を挙げることが出来ませんでした。反省しています。

地区委員に鹿児島高校校長・海江田卓先生を得られたことは喜ばしいことでした。

交換学生：ホスト・ファミリーの問題もあり、来年度の受入も見送ることになりましたが、問題二度の参睦会に招待した鹿児島大学留学生に西クラブは親しみを持たれ、信頼されているようあります。これこそ我クラブ独特の国際奉仕として考えて良くはないでしょうか。

以上、メイン・テーマについての報告は終りますが、その他の委員会活動についてはそれぞれの委員会から具体的に報告して頂きます。

なお、本年度から、クラブ奉仕委員会が新たに出来、従来のクラブ奉仕担当理事から、クラブ奉仕委員長に変わり、それに連れて諸事項の変更も余儀なくされましたので、細則変更は年度初めに終了しておきました。

カンセコR I会長の“見つけよう、奉仕の新生面”的のもと、田中千尋名ガバナーをいただき、勇んで出立した一年の旅でありましたが、どうやら終着駅に辿り着くことになりそうです。これも各委員長並びに委員の方々の御協力、御指導の賜物と心から感謝しています。

会員の皆様！本当に有り難うございました。心から御礼申し上げます。

## 幹 事 報 告

幹事 柿 市 高 重

昨年7月、幹事職をひきうけましてより、早1年近く経過致しました。

もとより浅学菲才、加うるに生来の不勉強故、この1年間、会長はじめ、会員各位に御不便、不行届の面も多々あり、深く陳謝申し上げる次第でございます。そして、本日、無事、任期終了に至りました事は、ひとえに皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

ふりかえりまして、幹事として充分な働きは出来ませんでしたが、他方、私としましては、誠に貴重な勉強をさして頂きました。幹事職1年を経てやっとロータリーというものを、僅かではございますが、理解したいために思います。

ここ1年、田中千尋ガバナー、池田会長、クラブ役員、委員長、会員の皆様には、接し申しましたたび毎に色々ご教示頂きました。

就中、池田会長には、未熟な幹事を寛容の心をもって、仕事の面でも、人間的な面でも、細かい御指導、御鞭撻を頂き、心より感謝申し上げる次第でございます。

## 会 計 報 告

会 計 小 園 正 人

### 実績及び反省

#### 実 績

年度始めに事務局員の退職があり帳簿の記帳等事務処理が円滑に行かない面もあったが、12月末の半期決算も無事終り、其の後毎月の収支決算も確実にし、委員会活動に支障のない様に努めた。

#### 反 省

予算作成は予算外支出にならない様、慎重綿密にすべきであった。

## ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会 報 告

委員長 福 田 正 臣

委 員 中 村 善 治

### 実績及び反省

#### 実 績

委員会活動は、委員長一人でやるのではなく、委員一人一人が責任を以て実践すべきである、という当然のことを敢えて強調して来ましたが、各委員会ともそのような雰囲気がもり上がり、実践されて来ました。たとえば、会員増強は関聘委員会の活動でよい成績をあげましたし、出席、親睦の委員会は、新入会員の印しを胸につけるとか、例会の座席にいろいろ変化をもたせるなど、新らしいideaをうち出して出席、親睦の意欲をたかめました。

会報・雑誌、プログラム委員会や情報委員会は、ロータリー学習会を活用して立案し、検討して之を実行するなど、殊に新入会員の教育を学習会の場でざっくばらんな話し合いの中

ですすめて行くなど、着々効果をあげて来ました。

## 反省

クラブ奉仕委員会関係の9委員会の委員長のかたがたとの話し合いの会を出来得れば月に1回、少なくとも2ヶ月に1回は行なうべきであったが、之がとどこおり勝ちになったことを深く反省して居る。

## 会員増強委員会報告

委員長 中村一雄

委員 桜美義明、高橋司、岡山唯一

### 実績及び反省

会員増強については10%+アルファ(10名以上)を目標としておりましたが、会員の皆様のご協力により期間中13名の新会員を迎え、率にして16%の増強を達成することができました。

この間退会者は6名で純増は7名、率にして8.7%でありまして、ガバナーの示されました目標6%も超えることができました。

## 反省

未充填の職業分類について適任者を求めるよう努めることも大切であると考える。

## 会員選考委員会報告

委員長 岩元紀彦

委員 川村 洋, 藤安辰造

### 実績及び反省

#### 実績

本年度は、当委員会として、選考に当り

- ① 本人の人格
- ② 奉仕に対する熱意
- ③ 例会出席の可能性

を判断基準とした。

実績として、7名の増員をみた。

何れの方も、充分に、上記基準よりみて入会して頂きたい方々でした。

この7名の外に、所謂交替（銀行、証券会社）も6名あり、これらを合計すれば13名の選考を行った。

#### 反省

「例会出席の可能性」については、次年度の委員の方々も、充分検討して頂きたい。

## 職業分類委員会報告

委員長 川田恵一

委員 内山光男, 柴垣洋之

### 実績及び反省

1. 59年8月31日までに充填、未充填職業分類表を作成して会員に公示した。
2. 会員増強委員会とも連絡を取り未充填職業分類の解消に努力する計画だったが解消は未

だしとの感がするので会員増強委員会・会員選考委員会との連絡を密にし次年度は頑張ってもらいたい。

## 出席委員会報告

委員長 吉留 益

委員 外西寿彦, 新福栄熊, 高井敏治, 松田忠臣

### 実績及び反省

#### 実績

1. 常時出席表に留意し、欠席の多い会員には書簡等で本人に出席を促しました。
2. 恒例通り100%出席達成会員に記念品を贈呈しました。

#### 反省

ロータリーはまず出席するという事を認識させ、100%の出席を心掛けましたが今年度は不成功に終り、あらためてむづかしさを知りました。

## 親睦委員会報告

委員長 徳澤紀生

委員 浜田馨, 谷口良康, 海老原利則, 久保田彦穂, 野村昭五郎,  
中尾洋, 松本敏春, 国生貞志, 鮫嶋宗隆, 大迫守弘

### 実績及び反省

1. 会員相互の親睦をより一層深める為
  - Ⓐ SAAと協議し、例会座席を固定しないよう委員会別、誕生日別、趣味別、抽せん番号札、自由席、丸テーブルにその都度考慮したが一つの案ではあったと思います。
  - Ⓑ 一年未満の新入会員には名札に赤い星を付け新入会員の方々が早くクラブに馴染まるよう努力したが赤い星はちょっとまずかったな、緑の星が良かったなど反省しています。

- ◎ ゴルフ同好会は中尾洋委員の計画準備と島津忠丸会員の協力で4回実施し好評であったが、マージャン同好会は実施出来ませんでした。
2. 観月家族会を9月20日開催、多数のお客様を招待し、特に外国の留学生及びその家族が出席され、親睦と国際親善を深めた。
  3. 会員夫人の誕生日を贈呈し、夫人のクラブへの理解に努めた。
  4. 善意のポケットマネーからの「ニコニコ」箱への寄附金奉仕は会員皆様の協力により、おおむね予定の線に達することを期待しています。
  5. 参睦会は4回実施し和気あいあいの親睦を深めた。
  6. 西ロークリーの歌詞の応募は池田会長一人で次年度に申し送ることにした。
  7. 親睦委員会は4回予定していたが、3回実施した。
  8. 親睦委員会の委員の方々は会長経験者の久保田彦穂会員、浜田馨会員はじめ皆様例会時早めに出席され、ニコニコ箱の拠出、披露等積極的に協力して戴き感謝しています。

## ロークリー情報委員会報告

委員長 島津忠丸

委員 川畑正美、安田正治、久保政次

### 実績及び反省

主要行事である学習会は会長並に副会長の方針に基き、予定の通り開催出来ました。特に新入会員の方々が今後出来る丈多数出席されるよう配慮すれば、より以上の効果が上がるものと考えます。

年間を通じて情報活動の実施に関しては実質的に殆んど実績をあげるには至りませんでした。

情報活動は深く掘り下げるところ全くきりのないものであります、先ず新入会員の理解を深

めるための活動に重点を置くのが第一ではないかと考えられます。

## 会報・雑誌委員会報告

委員長 岩元基

委員 石神兼康, 河井時義, 水渕清治, 佐々木明

### 実績及び反省

会報の編纂に際しては、クラブの記録に徹するという方針をつらぬいてまいりました。

勉強会, ローターアクト, インターアクトに関する記録もほぼ完全に行ってきましたと思いま  
す。

振り返ってみると、親睦活動の一助として、会員の自由な意見発表の場ともしたい意味  
で、会員の投稿を数多くとりあげたいと思っておりましたが、投稿が少く、これは会報・雑  
誌委員会として努力が足りなかったと反省しています。

## プログラム委員会報告

委員長 村田和雄

委員 田原迫卓視, 徳田基, 小山幸義, 江夏洋

### 実績及び反省

卓話の内容について年度始めに会員にアンケートを求め健康, 経営, 歴史教育等に関心が  
高い事がわかったので、これらを中心に四季折々の話題をまぜながら卓話を構成しました。

特に、健康シリーズとして連続四回の会員卓話は好評を得ました。

又、本委員会のメンバーの積極的な活躍とクラブ会員各位の卓話協力により、所期の目的を

庄 報 委 員 會 報 告

委員長 三角 桂次郎

委員 平岡禎吉、福田敏之、崎元行範

## 実績及び反省

実績

ロータリーの精神ならびに活動を広く地域社会に伝える為、報道機関と連絡をとり、私共西ロータリークラブの活動の理解を深めた。

ロータリー賞贈呈式等の行事を新聞等で報道してもらった。 調報等も各報道機関におくり、活動を紹介した。

反省

報道機関よりの西クラブへの入会を計ったが成功しなかった。

ぜひ次期委員会にお願いしたい。

## S . A . A 委員会報告

委員長 中尾 正昭

委員 佐伯 寿郎

### 実績及び反省

#### 実 績

上げるべき事別になし。

唯大過なくすぎた事。

#### 反 省

1. 席の配置の関係でビジター席の食事の給仕がついおくれる事があったので、時間差のない様注意したいと思います。
2. 誕生日の座席配置の際は、入口附近の席はどうしてもビジターが座られるので、つい会員がはみだしてしまう事があるのでその時はビジター席をもうける必要があります。

## 職業奉仕委員会報告

委員長 福満 武雄

委員 田平礼章, 太原春雄, 池口恵観, 豊田泰司

### 実績及び反省

#### 実 績

1. 優良職場訪問を11月15日, 南日本放送(MBC)で実施し, 例会で同社幹部から社業の説明を受けたあと, 社内を見学した。
2. 職業奉仕月間中の10月25日の例会は, 職業奉仕をテーマにクラブフォーラムを開

いた。

## 貴賛会員委 A.A.2

3. 8月8日の学習会で職業奉仕をテーマに意見を交換した。
4. “四つのテスト”を7月から毎月最終例会で朗読または齊唱することを実行中である。

## 反省

職業奉仕の事例を例会で紹介して、職業奉仕への理解を深めるようにしたらと考えたが、実行できなかった。

## 社会奉仕委員会報告

委員長 前田 隆造  
委員 林 其為, 牧田 健二, 木治屋 克己, 光吉 正昭

### 実績及び反省

1. 「赤い羽根共同募金」への協力 S 59. 11. 30 ₩ 10,000円
2. 「鹿児島県新生活運動協議会」(県社会教育課より協力要請)への協力援助 S 60. 3. 28 ₩ 5,000円
3. 「西RC青少年文庫」県立図書館への寄贈 20周年記念事業(S 58年より開始)今年で第3回目 S 60. 3. 28 ₩ 300,000円(図書287冊)
4. 「西RC友愛文庫」の寄贈 S 54年より継続中, 一昨年よりの紫原小, 中学校に今年より中之島小, 御所浦小, 伊闇小の計5校, 各2万円の図書券(1校: 5ヶ年) S 60. 3. 13 ₩ 100,000円
5. 「第19回ロータリー賞贈呈式」 S 40年より継続中, 交通遺児を励ます会初代会長, B.B.S会長2名に感謝状と

(記念品贈呈 S 60. 3. 28)

6. 「献血運動の推進」 S 60. 3. 7

県赤十字センター 田上部長 卓話

献血に協力したグループ 4団体等に対しての調査及び表彰が未決

(クラブフォーラム S 60. 3. 14 発表)

7. 「渚を愛する会」への協力 S 60. 6. 21 ¥ 10,000 円

## 青 少 年 奉 仕 委 員 会

委員長 上原 満

委員 新川 靖博, 永松 実夫, 中川 宏, 井手 泰次郎

### 実績及び反省

#### 1. 今年度の反省

##### (1) 基本方針について

各催しにそれぞれのロータリアンたちが積極的に参加し、これによりロータリアンと R A C, I A Cとの親睦を深めることができた。基本方針は守られた。

##### (2) 計画実施について

◦ R A C, I A Cの韓国研修計画について助成、援助を行った。

◦ R A Cの会員増強のためのトレーナー作成を援助

◦ I A Cと留学生との交流をはかったが諸々の事情で実現できなかった。

##### (3) その他実績

◦ 会長、幹事を招いて、I A C会員と指導教官との懇談会を開き、I A Cの要望を聞いてもらった。

◦ R A Cにおいても上記の件を計画したが、実現せず。

#### 2. 次年度への要望

◦ I A Cと留学生との交換の場を実現してほしい。

- ・恒例行事（西駅前朝清掃、愛の聖母園慰問、兄弟RAC＝唐津RACとの交流など）をたやすく、ロータリアンも積極的に参加・援助してほしい。
- ・RACの会員増強に努める（現状維持もむづかしい状況にある）

## インター アクト 委員会 報告

委員長 岩田泰一

委員 海江田 隼、原口哲夫、佐伯寿郎、鯫島志芽太

### 実績及び反省

鹿児島高校と鶴丸高校にありますが鶴丸高校の方は活動が低調です。一方鹿児島高校は校長先生、指導教官の理解が深く活動も順調に推移しております。

### 実績

1. 7月にロータリーの会員と、インター アクト クラブの指導教官との懇談会を開催した。
2. 7月中旬にベトナム留学生との交歓会を、8月には生徒2名と指導教官1名を韓国研修親善旅行に派遣した。
3. 年次大会は、8月11, 12, 13日阿蘇で開催された。

### 反省

指導教官まかせでロータリアンとの接触が少なかった。来年度はぜひ緊密な関係をもつようお願いします。

（以下略）

## ローターアクト委員会報告

委員長 徳永 新一郎

委員 川平 建次郎, 本武 勝美, 森永 茂樹

### 実績及び反省

本年度計画の 1. 会員増強の為のPR, 並びにロータリアンへの職場に於ける会員の勧誘をお願いしまして 2名の増加がありましたが, 退会が 3名有りまして現在 12名の会員で運営している状況で有る。

2. 海外研修は 1名参加して大変成果が上りました。
3. 朝清掃, 慰問, キャンプ, ダンスパーティー, バザー, 職場訪問等は皆で西ロータリークラブの会員諸兄の御協力のお蔭を持ちまして全て無事完了致しました。厚く御礼申し上げます。

又, アクトの例会には常時 3名位のロータリアンの参加を頂きまして真に有難うございました。

最後に委員長の私がもう少し努力すれば会員ももう少し増えていたのではと深く反省致している次第です。

## 国際奉仕委員会報告

委員長 玉川 哲生

委員 川上 鐵太郎, 岩男 秀彦, 下脇 二則, 土橋 滋

### 実績及び反省

9月 20日, R C 月見家族会, 及び 11月の参睦会に海外留学生とその家族を招待し, 国際親善に努めた。又, 当地に留学中に災難に遭ったブラジルの学生に対し, 義援金募金を贈り激励した。鹿大留学生については担当事務官にも当クラブの国際奉仕活動について特別に理

解をもってもらえたと思う。

R.Cの会員家庭での学生受入については学習会、クラブフォーラムを通じ勉強したり、会員への啓蒙に努めたが現在の段階では早急な実現には問題のある様に思われる。

「国際奉仕」について今後「学生受入」以外の方法について幅広い観点から当クラブとしてのやり方、あり方等について考えてみたらと思う。

## ロータリー財団委員会報告

委員長 古木圭介 委員 前田好文、宇治野純章

### 実績及び反省

#### 実績

1. 百万ドル食事を6回実施し249,000円を財団へ寄付した。
2. ロータリー財団月間に因み、11月29日(木)クラブフォーラムを開催し、会員に財団に関する情報を伝えた。

#### 反省

ポール・ハリス・フェロー及びポール・ハリス・準フェローの積極的な加入の促進活動ができず実績をあげることができなかった。

現在のポールハリスフェロー 5名 本年度新認承者 0

ポールハリス準フェロー 8名 〃 0

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

1985年7月1日



鹿児島西ロータリークラブ

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農機具工業業	31	金物
2	農芸	32	園芸
3	冷暖房	33	ホテル・リゾート及びレストラン
4	畜産	34	施設及び病院
5	団体	35	保険
6	自動車工業業	36	鉄鋼業
7	酒精飲料	37	宝石・貴金属
8	清涼飲料	38	洗濯及び染色
9	放送	39	法律
10	建築材	40	皮革工業業
11	ビジネスサービス	41	機械及び装
12	化学生工業業	42	動物性食
13	被服工	43	医療器具及び機械
14	通信事業	44	医師
15	菓子	45	薬剤
16	建設業	46	金属工業業
17	綿業	47	鉱油工業業
18	衣料及び雑貨	48	楽器用品
19	教育	49	事務所用
20	電気及び電子工業	50	光学製品
21	金融	51	塗料及び装
22	芸術	52	紙工業業
23	消防及び防火	53	写真
24	漁業	54	物理療法
25	食品工業業	55	印刷及び出版
26	植物性食品	56	宣傳
27	家具及び備品	57	不動産業業
28	ガス工	58	レクリエーション
29	ガラス工	59	冷凍
30	調髪及び関係	60	宗教

番号	関連分類	番号	関連分類
61	ゴム工業	66	運輸業
62	船舶及び航海用具	67	車輛工業
63	絹業	68	上下水道及び灌漑
64	石材工業	69	木材工業
65	倉庫	70	羊毛工業

関連分類 70種（内充填28種，未充填 42種）

分類 304種（内充填51種，未充填 253種）

会員総数 86名

内訳 正会員 51名

アディショナル会員 0名

シニア・アクティブ会員 35名

パスト・サービス会員 0名

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
1	農機具工業	農機具製造 農機具配布		
2	園芸	農業 農業試験場		
3	冷暖房	冷暖房配管工事 冷暖房機器配布		
4	畜産業	家畜売買 獸医		
5	団体	商工会議所 慈善団体 農業協同組合 赤十字社 同業組合 カントリークラブ 社会教育 社交クラブ		
6	自動車工業	自動車配布 自動車修理 自動車部品製造 自動車部品配布 タイヤ配布	佐伯寿郎 水渕清治	トヨタオート鹿児島㈱ ㈱水渕自動車電機サービス
7	酒精飲料	清酒配布 蒸留酒配布 酒精飲料配布 焼酎製造 酒類製造		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
8	清涼飲料	炭酸飲料製造 炭酸飲料配布 果汁飲料製造 果汁飲料配布		
9	放送	公共放送 民間放送		
10	建築材料	建築材料配布 セメント配布 生コンクリート製造 生コンクリート配布 コンクリート製品製造 コンクリート製品配布 建築機械配布	江 夏 開 洋	株ニットク
11	ビジネス サービス	会計士 ビルディング管理 興信所 税理士	大迫 守 弘 下脇 二則	大迫公認会計士事務所 下脇二則税理士事務所
12	化学工業	工業薬品製造 工業薬品配布 家庭薬製造 家庭薬配布 医薬品配布 動物薬製造 農薬製造 化粧品配布 化学肥料製造 化学肥料配布 塩配布	村田 和雄 鮫嶋 宗隆	株ムラタ薬品 上原薬品株

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
13	被服工業	男子服製造	鷹	鷹
		男子服配布	鷹	鷹
		婦人服製造	鷹	鷹
		婦人服配布	鷹	鷹
		縫製業	鷹	鷹
		作業衣製造	鷹	鷹
		作業衣配布	鷹	鷹
		製靴	鷹	鷹
		靴配布	鷹	鷹
		下駄製造	鷹	鷹
		下駄配布	鷹	鷹
14	通信事業	郵便事業	大根	鷹
		電話事業	野村 昭五郎	NTT鹿児島電報電話局
		無電事業	大根	鷹
15	菓子	和菓子製造	岩田 泰一	(名)明石屋菓子店
		和菓子配布	岩田 泰一	鷹
		洋菓子製造	岩田 泰一	鷹
		洋菓子配布	岩田 泰一	鷹
16	建設業	建築設計	前田 隆造	アオイ美建
		建築	上原 満	双建設設計事務所
		コンクリート建築	木治屋 克己	五十鈴建設工業
		請負業	吉留 益	吉留建設産業
		道路建設	吉留 益	吉留建設産業
		鉄骨工事	吉留 益	吉留建設産業
		造園	吉留 益	吉留建設産業
		港湾建設	吉留 益	吉留建設産業
		プレハブ建築	吉留 益	吉留建設産業

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
17	綿業	綿 綿製品製造 綿製品配布		
18	衣料及び貨物	百貨店 衣料配布 雜貨配布 小間物製造 傘配布	安田正治	やすだ衣料
19	教育	大單科大学 短期大学 高等學校 私立学校 職業学校 医学教育 歯学教育 數学教育 工学教育 理学教育 農学教育 経済教育 美術教育 音楽教育 自動車運転教育 専修学校	海江田卓 永松実夫	鹿児島高等学校 鹿大教育学部美術科
20	電気及び電子工業	電気工事 電気器具製造 電気器具配布 ラジオ及び テレビ機器配布		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 地方金融 信託会社 証券業 短期金融 長期金融 相互銀行 信用金庫	国生貞志 本田雄郎 松本敏春 佐々木明 豊田泰司	鹿児島銀行武町支店 三井銀行鹿支店 福岡銀行鹿支店 日の出証券鹿支店 富士銀行鹿支店
22	芸術	舞踊 演劇 文学 西洋 日本音楽 洋画 日本画 華道 茶道 書道		
23	消防及び防火	消防機器配布		
24	漁業	水産物加工 水産物配布 漁具配布		
25	食品工業	パン製造 パン配布 飼料製造 飼料配布 製粉		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
		米配布 食料乾物配布 澱粉製造 砂糖配布 茶配布 小麦粉配布	中尾洋	中尾物産
26	植物性食品	青果配布 果物野菜缶詰配布 調味料製造 味噌製造 味噌配布 醤油製造 醤油配布 漬物製造 植物油製造 植物油配布		
27	家具及び備品	家庭用家具製造 家庭用家具配布 室内装飾 寝具製造 寝具配布 調理場用具配布 敷物配布		
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布 ガス供給 ガス器具配布		
29	ガラス工業	ガラス配布 ガラス器配布		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
30	調 髮 及び関係業	理 髮 店 美 容 院 浴 場	内 山 光 男	㈱ニューホワイト産業
31	金 物	金 物 配 布 金属製工具類製造 金属製工具類配布		
32	園 芸	花 卉 配 布 種 苗 配 布		
33	ホテル・リゾート及び レストラン	ホ テ ル 旅 館 料理店（和食） 料理店（洋食） 料理店（中華） 喫 茶 店 ドライブイン	林 其 為	㈱鈴香苑
34	施設及び 病 院	保 育 園 養 老 院 大 学 病 院 公 立 病 院 私 立 病 院 精 神 病 院 幼 稚 园	土 橋 滋	土橋病院
35	保 険	保 険 労 務 管 理 火 災 保 険 生 命 保 険 團 体 保 険 ガ ン 保 険	森 永 茂 樹 柴 垣 洋 之 井 手 泰 次 郎 松 田 忠 臣	森永労務管理事務所 日本生命鹿支社 安田生命鹿支社 九州保険サービス㈱

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
36	鉄鋼業	鉄鋼配布 鉄铸物配布		
37	宝石 貴金属	宝石配布 金銀製品配布		
38	洗濯及び 染色	洗濯 クリーニング 染色		
39	法 律	一般弁護士 裁判官 公証人	宇治野 純一 宇治野 純一	宇治野法律事務所
40	皮革工業	皮革配布 革袋物及び鞄配布		
41	機械及び 装置	機械工場 機械配布		
42	動物性食品	アイスクリーム製造 乳製品配布 肉類配布 卵配布	玉川 哲生	セイカ食品株
43	医療器具 及び機械	医療器材配布		
44	医師	内科 医 外科 医 脳神経科 医 歯科 医 皮膚科 医	太原 春雄 太原 春雄 山下 皓三	紫原病院 山下歯科医院

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
		耳鼻咽喉科医 産婦人科医 眼科医 整形外科医 小兒科医 医学研究 泌尿器科医 放射線科医	伊集院 康熙 谷 口 良 康 川 平 建次郎	伊集院産婦人科病院 鹿児島市立病院 川平放射線科内科クリニック
45	薬剤師	一般薬局 調剤薬局 漢方薬局 病院薬局 保健所 (公害・衛生)研究所	原口哲夫 柿市高重	原口中央薬局 柿市薬局
46	金属工業	金属製品配布 板金工作 溶接		
47	鉱油工業	精油配布	三角桂次郎	三角石油瓦斯株
48	楽器用品	楽器配布 蓄音器配布		
49	事務所用品	文房具配布 事務用品配布 複写機配布	徳永新一郎	(有)文洋堂
50	光学製品	眼鏡配布		

番号	関係分類	分類	会員名	勤務先
51	塗料及び 装飾	装飾材料製造 装飾材料配布 塗料及び装飾	中尾正昭	徳まからず屋造花店
52	紙工業	紙配布 紙製品製造 紙製品配布		
53	写真	商業写真 肖像写真 写真器材配布		
54	物理療法	物療科医		
55	印刷及び 出版	印刷刷 書籍配布 新聞発行 新聞配布 通信社 印刷材料配布 報道 学習図書・出版・販売	崎元行範 宮江正幸 前田樹一郎	(有)アジア印刷 カンプリ鹿児島 育英社
56	宣伝	広告取扱 屋外広告		
57	不動産業	土地開発 不動産業 不動産鑑定 不動産賃貸		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
58	レクリエーション	映画館 玩具配布 観光事業 ゴルフコース スポーツ用品配布	古木圭介	グローバルユースピューロー
59	冷凍	氷配布 製氷 冷蔵倉庫		
60	宗教	仏教 キリスト教 神道	池口恵觀	最福寺
61	ゴム工業	ゴム製品配布 合成ゴム配布		
62	船舶及び航海用具	造船 船舶修理 船舶用品配布		
63	綿業	綿製品製造 綿製品配布	中川宏 本武勝美	中川 本武
64	石材工業	石材加工 石材配布		
65	倉庫	倉庫 保税倉庫	岩男秀彦	薩摩倉庫

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
66	運輸	航空輸送 バス事業 タクシービジネス 貨物自動車輸送 通運 小運搬業 近海海運	森道生 岡山唯一	全日本空輸㈱鹿児島支店 鹿児島交通㈱
67	車輛工業	自転車配布	東急	新
68	上下水道 及び灌漑	給水 さく井 浄水装置製造	新	新
69	木材工業	原木配布 山林業 製材 箱製造 木材配布	新	新
70	羊毛工業	毛織物配布 毛糸配布	新	新

第 1 頁 <シニア・アクティブ会員> (35名)

会員名	勤務先	元職業分類
新 福 栄 熊	鹿 大	数 学 教 育
久保田 彦 穂		文 学
徳 田 基		一 般 弁 護 士
川 村 洋	佛山形屋	百 货 店
河 井 時 義	脳神経外科河井病院	外 科 医
鯨 島 志芽太	鹿児島経済大学	单 科 大 学
浜 田 鑑 馨	有浜田酒店	清 酒 配 布
川 上 鐵 太 郎		旅 館 (日本式)
福 田 敏 之	佛南日本放送	民 間 放 送
小 山 幸 義	佛鹿児島ホテル鶴鳴館	ホ テ ル
久 保 政 次	佛久保利	ゴ ム 製 品 配 布
前 田 好 文	三和興業	净 水 装 置 製 造
藤 安 辰 造	藤安釀造	味 増 製 造
高 井 敏 治	佛高井商店	砂 糖 配 布
海 老 原 利 則	佛海老原利商店	金 物 配 布
平 岡 稔 吉	財団法人喜界育英会	團 体 (社会教育)
田 平 礼 章	整形外科田平病院	整 形 外 科 医
池 田 広	池田放射線診療所	放 射 線 科 医
田 原 迫 卓 視		弁 護 士
高 橋 司	佛佐藤組鹿児島支店	建 築
小 園 正 人	佛小園硝子商会	ガ ラ ス 配 布
川 田 恵 一	佛川田不動産鑑定所	不 動 产 鑑 定
徳 沢 紀 生	徳沢建設	道 路 建 設
福 田 正 臣		公 立 病 院
島 津 忠 丸	佛島津興業	建 築

会員名	勤務先	元職業分類
中 村 善 治	株カンダ	セメント配布
光 吉 正 昭	小牧建設	請負業
外 西 寿 彦	鹿児島市立病院	産婦人科医
桜 美 義 明	桜物産	雑貨配布
川 畑 正 義 美	旭設備工業	冷暖房配管工事
岩 元 寛 紀 彦	旭相互銀行	相互銀行
岩 元 基	カクイわた基準寝具	織維サービス
中 村 一 雄	中村公認会計士事務所	会計士
福 満 武 雄	鹿児島新報社	新聞発行
石 神 兼 康		報道士道

＜名譽会員＞1名

会員名	勤務先	元職業分類
桜 美 出 四郎	桜物産	ガス供給

# 会員名簿

1985年7月1日



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先社 会員登記番号	〒	自宅場所	自宅社 会員登記番号
	桜美四郎	名譽会員	桜物産	会長	890	中央町20-4	51-2780	890	上之園町18-26	54-3227
A										
B										
E	海老原利則	シニア・アクチブ (金物配布)	株海老原利商店	代表取締役会 長	892	錦江町1-4	24-1225	892	吉野町3216-30	43-1119
F	福田敏之	シニア・アクチブ (民間放送)	株南日本放送	相談役	890	高麗町5-25	54-7111	890	草牟田一丁目22-40	22-4586
	藤安辰造	シニア・アクチブ (味噌製造)	藤安醸造(株)	取締役社長	891 -01	谷山港二丁目1-10	61-5151	892	住吉町6-20	22-0030
	福田正臣	シニア・アクチブ (公立病院)						892	長田町17-6	26-9669
	福満武雄	シニア・アクチブ (新聞発行)	鹿児島新報社	専務取締役	892	城南町7-28	26-2100	899 -56	姶良郡姶良町平松 7051	(0995) 65-2238
H	浜田馨	シニア・アクチブ (酒類配布)	(有)浜田酒店	取締役社長	890	高麗町30-14	51-1732	890	同左	51-1732
	外西寿彦	シニア・アクチブ (産婦人科医)	鹿児島市立病院	副院長	892	加治屋町20-17	24-2101	890	薬師二丁目29-17	53-8051
	平岡禎吉	シニア・アクチブ (社会教育)	財団法人喜界育英会	理事長	890	武町716	54-1855	890	武三丁目24-16	54-1909
	林其為	料理店(中華)	(株)鈴香苑	取締役社長	890	西田二丁目19-26	56-2131	890	同左	56-3949
	本武勝美	絹製品配布	(株)本武	代表取締役	890	鶴池一丁目31-8	51-9121	890	鶴池新町3-4-1204	58-0003

## 鹿児島西

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先丑	〒	自宅場所	自宅丑
H	原口哲夫	一般薬局	原口中央薬局	店長	890	上之園町16-9	59-0035		同左	59-0035
	本田雄郎	外国為替銀行	三井銀行鹿児島支店	支店長	892	金生町5-9	22-2111	890	薬師2-3-15社宅101	54-0603
I	岩元基	シニア・アクチブ (繊維サービス)	カクイわた基準寝具株	常務取締役	891 -01	谷山港二丁目1-2	61-4111	892	加治屋町15-15	22-4454
	池田広	シニア・アクチブ (放射線科医)	池田放射線診療所	医師	890	上之園町18-13	53-5665	890	同左	57-4526
	池口惠觀	仏教	最福寺	開教師	891 -01	平川町戸方ヶ崎	61-2933	890	紫原二丁目35-13	53-6440
	岩男秀彦	倉庫業	薩摩倉庫株	取締役社長	892	南栄3の6の16	67-6163	892	長田町25-4	22-8018
	岩元紀彦	シニア・アクチブ (相互銀行)	(株)旭相互銀行	社長	892	山下町1-1	26-1111	890	紫原五丁目47-13	51-8269
	石神兼康	シニア・アクチブ (報道)	(株)創紀	代表取締役	892	西千石町17-30 相互ビル	25-0570	892	加治屋町4-7	23-4757
	岩田泰一	和菓子製造	(名)明石屋菓子店	取締役社長	892	金生町4-16	26-0431	892	西千石町2-13	22-4734
	井手泰次郎	団体保険	安田生命保険 相互会社鹿児島支社	支社長	892	山之口町12-6	23-0241	890	紫原五丁目10-5	54-2620
	伊集院康熙	産婦人科医	伊集院産婦人科病院	院長	892	池之上町9-27	47-6575	892	同左	47-6575
K	河井時義	シニア・アクチブ (外科医)	脳神経外科河井病院	顧問	891 -01	小松原二丁目10-19	67-7700	890	高麗町29-17	54-0775
	川村洋	シニア・アクチブ (百貨店)	(株)山形屋	会長	892	金生町3-1	24-6111	890	武岡四丁目32-1 武岡ハイランド	81-2253
	川上鐵太郎	シニア・アクチブ ホテル(日本式)						890	西伊敷四丁目32-7	20-8325
	久保政次	シニア・アクチブ (ゴム製品配布)	(株)久保利	取締役社長	892	名山町1-4	26-5150	892	大竜町4-16	47-8311
	久保田彦穂	シニア・アクチブ (文芸)						892	長田町26-4	22-9318

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先TEL	〒	自宅場所	自宅TEL
K	小山 幸義	シニア・アクチブ ホテル(洋式)	(株)鹿児島ホテル鶴鳴館	取締役社長	892	城山町5-30	23-2241	892	城山町3-24	24-0306
	小園 正人	シニア・アクチブ (硝子配布)	(株)小園硝子商会	取締役社長	891 -01	卸本町5-20	60-2345	892	吉野町9752	47-1787
	古木 圭介	観光事業	グローバルユース ビューロー	常務取締役	892	山之口町12-11	22-2175	891 -01	五ヶ別府町350-91	64-1566
	川田 恵一	シニア・アクチブ (不動産鑑定)	(株)川田不動産鑑定所	社長	892	加治屋町1-4	22-0478	892	同左	22-0478
	木治屋 克己	コンクリート建築	五十鈴建設工業(株)	社長	892	長田町1-16	25-1511	892	吉野町2914-50	43-1511
	川畠 正美	シニア・アクチブ (冷暖房配管工事)	旭設備工業(株)	社長	890	荒田一丁目55-17	55-5131	890	紫原六丁目48-10	59-0814
	柿市 高重	調剤薬局	柿市薬局	社長	890	荒田一丁目44-8	51-8455	890	同左	54-5232
	江夏 洋	建築機械配布	(株)ニットク	代表取締役	890	宇宿二丁目1-26	52-2109	890	紫原六丁目16-1	57-5018
	海江田 卓	高等学校	鹿児島高等学校	校長	890	薬師一丁目21-9	55-3211	890	明和一丁目21-20	81-6957
	川平 建次郎	放射線科医	川平放射線科内 科クリニック	院長	890	与次郎二丁目7-20	56-5252	890	荒田二丁目64-18	54-1811
M	国生 貞志	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890	中央町11-1	56-1121	891 -01	谷山塩屋町233-1	68-8420
M	光吉 正昭	シニア・アクチブ (請負業)	小牧建設(株)	専務取締役	892	西千石町2-35	25-2611	890	鶴池一丁目28-22	55-7534
	三角 桂次郎	精油配布	三角石油瓦斯(株)	社長	891 -01	卸本町7-20	60-2200	890	原良町1797	54-3980
	水渕 清治	自動車部品製造	(株)水渕自動車 電機サービス	取締役社長	890	東郡元町11-26	55-2291	890	下荒田二丁目33-16	53-5289
	前田 好文	シニア・アクチブ (浄水装置製造)	三和興業(株)	取締役会長	892	南林寺町26-2	24-0981	890	下伊敷町685	29-0960
	前田 隆造	建築設計	(株)アオイ美建	取締役社長	892	山之口町1-30	23-1367	890	宇宿町1202-13	65-1192
	村田 和雄	家庭薬配布	(株)ムラタ薬品	代表取締役	892	加治屋町9-25	24-0185	890	日の出町10-2	57-9424
	森永 茂樹	保険労務管理	森永労務管理事務所	所長	890	真砂町10-13	56-6166	890	紫原六丁目47-18	58-9311

## 鹿児島西

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先℡	〒	自宅場所	自宅℡
M	松本 敏春	地方金融	福岡銀行鹿児島支店	支店長	890	中央町15-23	53-1991	890	郡元三丁目13-21	52-1655
	前田 樹一郎	学習図書出版販売	育英出版社	代表取締役	890	荒田二丁目43-17	51-5071	890	荒田一丁目50-11	57-2921
	松田 忠臣	ガン保険	九州保険サービス株	代表取締役	892	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	22-3551	891 -01	下福元町6306-13	62-1193
	宮江 正幸	印刷材料配布	カンプリ鹿児島	代表者	890	荒田二丁目1-25	53-5581	892	田上町1400-6	58-6881
	森 道生	航空輸送	全日本空輸(株) 鹿児島支店	支店長	892	山之口町12-16	24-0461	892	中町3-10	26-6161
N	中村 善治	シニア・アクティブ (セメント配布)	(株)カンド	特別相談役	892	住吉町1-3	24-5111	892	吉野町8913	44-0606
	中尾 正昭	装飾材料配布	(株)まからず屋造花店	取締役社長	892	金生町7-7	24-2244	892	上竜尾町35-9	48-0511
	中村 一雄	シニア・アクティブ (会計士)	中村公認会計士事務所	所長	892	城山町4-11	24-3562	890	城山一丁目26-14	22-3909
	中尾 洋	小麦粉配布	中尾物産株	代表取締役	892	泉町13-19	26-2500	892	同左	26-2500
	永松 実夫	美術教育	鹿大教育学部美術科	教 授	890	郡元一丁目20-6	54-7141	890	鴨池新町4-1-502	51-1727
	中川 宏	絹製品製造	(株)中川	社長	890	下荒田一丁目26-3	56-0488	890	紫原三丁目41-31	53-3637
	野村 昭五郎	電話事業	NTT鹿児島電報電話局	局長	892	松原町3-4	58-8400	890	原良町1484	57-4100
O	岡山 唯一	バス事業	鹿児島交通株	専務取締役	890	鴨池新町12-12 南海郵船ビル	58-7887	890	武町市街地住宅6045	54-0037
	大迫 守弘	会計士	大迫公認会計士事務所	所長	892	城南町2-3	26-7014	892	同左	26-7014

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先住	〒	自宅場所	自宅住
S	桜 義 明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	桜 物 産	社 長	8 9 0	中央町20-4	51-2780	8 9 0	草牟田二丁目34-65	26-5320
	鮫 島 志芽太	シニア・アクチブ (單科大学)	鹿児島経済大学	講 師				8 9 0	荒田一丁目32-6	54-3700
	新 福 栄 熊	シニア・アクチブ (数学教育)	鹿 児 島 大 学	名誉教授				8 9 0	玉里町26-18	22-2397
	佐 伯 寿 郎	自動車修理	トヨタオート鹿児島(株)	専務取締役	8 9 2	城南町8-19	26-7000	8 9 0	常盤町929	58-3423
	島 津 忠 丸	シニア・アクチブ (建築)	(株)島津興業	取締役社長	8 9 0	城西一丁目3-15	51-1111	8 9 2	清水町31-15	47-2774
	崎 元 行 範	印 刷	(有)アジア印刷	代表取締役	8 9 0	下荒田3丁目1-12	51-2515	8 9 2	西坂元町46-12	47-5840
	柴 垣 洋 之	生 命 保 険	日本生命保険相互会社 鹿児島支社	支 社 長	8 9 0	中央町11-5 日生ビル	55-1101	8 9 0	荒田二丁目35-1	54-3498
	下 脇 二 則	税 理 士	下脇二則税理士事務所	所 長	8 9 0	下荒田一丁目31-1	56-0022	8 9 0	同 左	56-0022
	佐々木 明	証 券 業	日の出証券鹿児島支店	支 店 長	8 9 2	中町4-5	22-8171	8 9 2	照国町14-9 文旦堂マンション402号	22-8171
	鮫 島 宗 隆	医薬品配布	上 原 薬 品 (株)	代表取締役	8 9 1 — 0 1	卸本町5-19	60-2661	8 9 0	新屋敷町16-1 公社ビル713号	26-7149
T	高 井 敏 治	シニア・アクチブ (砂糖配布)	(株)高井商店	会 長	8 9 2	泉町13-20	22-7111	8 9 2	加治屋町5-21	23-6453
	田 平 礼 章	シニア・アクチブ (整形外科医)	整形外科田平病院	院 長	8 9 2	加治屋町16-12	24-6903	8 9 2	加治屋町11-17	23-2852
	徳 田 基	シニア・アクチブ (弁護士)		弁 護 士				8 9 0	常盤町272-3	55-8964
	徳 澤 紀 生	シニア・アクチブ (道路建設)	徳沢建設(株)	社 長	8 9 0	上之園町16-3 徳沢ビル601号	53-3968	8 9 0	上之園町16-3 徳沢ビル602号	52-2581

## 鹿児島西

氏名		職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先単	〒	自宅場所	自宅単
T	田原迫 卓 視	シニア・アクチブ (弁護士)		弁護士				890	下伊敷町911-35	20-5580
	高橋 司	シニア・アクチブ (建築)	株佐藤組鹿児島支店	副支店長	892	西千石町4-1 ガランパークビル	24-7831	890	武三丁目5-14	51-2841
	土橋 滋	私立病院	土橋病院	院長	890	西田一丁目16-1	57-5711	890	同左	54-5820
	太原 春雄	内科医	紫原病院	院長	890	紫原四丁目27-19	52-5233	890	同左	58-3788
	玉川 哲生	アイスクリーム 製造	セイカ食品(株)	社長	890	中央町15-17	54-6111	890	鷹師一丁目5-4	54-0475
	徳永 新一郎	事務用品配布	(有)文洋堂	代表取締役	890	鴨池新町28-8-104	58-0221	890	鴨池新町29-8-33	54-7220
	谷口 良康	整形外科医	鹿児島市立病院	整形外科部長	890	加治屋町20-17	24-2101	892	玉里団地三丁目28-1	20-8786
	豊田 泰司	短期金融	富士銀行鹿児島支店	支店長	892	金生町7-3	26-0161	890	天保山町15-11	52-0180
U	内山 光男	理髪店	(株)ニューホワイト産業	社長	890	中央町11-5	52-2888	890	明和二丁目36-10	82-1592
	宇治野 純章	一般弁護士	宇治野法律事務所	所長	892	泉町14-4	24-1011	892	西坂元町73-16	47-1160
	上原 満	建築	(有)双建設設計事務所	代表取締役	890	常盤町324-7	82-0753	890	同左	82-0053
Y	吉留 益	港湾建設	吉留建設産業(株)	代表取締役	890	上之園町4-6	53-2211	892	長田町18-3	22-2523
	安田 正治	衣料配布	(株)やすだ衣料	社長	890	中央町24-18	51-3261	890	田上町1033-87	51-5086
	山下皓三	歯科医	山下歯科医院	院長	890	中央町5-41	53-6943	890	中央町5-41第8トーカンマンション508号	56-0390

